

平成29年蘭越町議会第4回定例会会議録

○開会及び閉会

平成29年12月18日

開 会 午前10時05分

閉 会 午後 3時16分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ 9名）	1番	永井 浩	3番	向山 博
	5番	難波 修二	6番	赤石 勝子
	7番	福村 正見	8番	中島 溢子
	9番	柳谷 要	10番	熊谷 雅幸
	11番	富樫 順悦		

欠席（なし）

○会議録署名議員

7番 福村 正見 8番 中島 溢子

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	首藤 一幸	総務課長	小林 俊也
住民福祉課長	河野 俊明	住民福祉課長	北川 淳一
健康推進課	坂口 幸夫	農林水産課長	矢村 勉
建設課長	竹内 恒雄	商工労働観光課長	梅本 聖孝
教育次長	小林 勝司	総務課参事	田縁 幸哉
商工労働観光課参事	山下 志伸	建設課主任技師	中村 伸宏
農業委員会事務局長	谷口 敦哉	蘭越町代表監査委員	坪田 和昭
蘭越町教育委員会委員長	鍋田 囿雄		

○服務のため出席した事務局職員

事務局長 佐々木秋彦 書記 和田 慎一

○議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	町長の行政報告及び提案理由の大綱説明	
日程第4	一般質問	永井 浩 熊谷 雅幸 中島 溢子 難波 修二 向山 博
日程第5	議案第1号	蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例
日程第6	議案第2号	蘭越町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第7	議案第3号	蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第4号	羊蹄山ろく消防組規約の変更について
日程第9	議案第5号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約の変更について
日程第10	議案第6号	平成29年度蘭越町一般会計補正予算（第9号）
日程第11	議案第7号	平成29年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第8号	平成29年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第9号	平成29年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14	報告第1号	例月出納検査結果報告
日程第15	承認第1号	閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会）

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

これより、平成29年第4回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

平成29年第3回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布してありますので、御了承願います。

---

○議長（富樫順悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条により、7番福村議員、8番中島議員を指名いたします。

---

○議長（富樫順悦） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長からお諮り願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 皆さんおはようございます。

平成29年第4回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から19日までの2日間といたします。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会することといたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、よろしく議長よりお取り計らいのほどをお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から19日までの2日間としたいと思っております。また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会といたします。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とし、議事の進行により、付議された案件が全部終了

した時は閉会とすることに決定いたしました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第4回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、まずもお礼を申し上げたいと存じます。

第5回蘭越町議会臨時会が開催されました11月6日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

1ページ、11月9日、11時から、この日は富樫議長をはじめ、議会議員、町功労者の皆様など、関係者のご出席をいただき、平成29年度蘭越町功労表彰並びに善行表彰式を挙行しております。

自治功労者、蘭越町、五十嵐年和様、社会功労者、蘭越町、水上イチ子様、社会功労者、蘭越町、酒井壽夫様、教育文化功労者、蘭越町、金子一憲様、善行表彰、蘭越町、田村ミツ工様、善行表彰、東京都、佐藤茂様の6名のうち、欠席された2名を除く4名の皆様に、表彰状を贈呈したところでございます。

同日、15時30分から、富樫議長をはじめ、議会議員、後志総合振興局、JAようていの皆様など、各関係機関から約80名の出席をいただき、平成29年度収穫感謝祭式典を挙行いたしまして、今年の豊穣に感謝を申し上げたところでございます。

2ページ、11月18日、土曜日、9時から、この日は第7回米ー1グランプリ in らんこしが開催されまして、開会式で歓迎の御挨拶を申し上げます。

全国から323品のお米が出品され、予選審査を勝ち進んだ30品、28名が本町に集結されまして、当日、決勝大会が行われました。

特別審査員8名と全国からお招きした一般審査員7名の、計15名による産地混合のトーナメント方式で競われ、町内外から大勢の方々にお越しいただき、全国の銘柄おにぎり・米粉料理の無料試食やお米に係るクイズ大会など、盛

会のうちに終了しております。

結果は、新聞等で御承知のことと思いますが、グランプリには、本町の野口覚さんのゆめぴりか、金賞には、福岡修平さんのゆめぴりかが選ばれまして、らんこし米は第1回大会から全て決勝進出という記録も更新しております。

向山実行委員長をはじめ、役員の皆さんには、大変御尽力いただきましたことに対し、改めて、感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

11月22日、水曜日、10時35分、同じく11月24日、金曜日、10時40分から、小学生にらんこしの歴史を説明することで、町への興味を深めてもらい、児童から意見をいただく町長の出前講座を開催しております。

今年度の新たな事業として行ったもので、蘭越小学校の5年生の皆さんを前に教壇に立ち、らんこし米の歴史を説明し、児童からは商店街に賑わいを、蘭棒を給食になどの意見をいただいております。

また、24日には、昆布小学校でも6年生の皆さんを対象に出前講座を開催し、私の説明の後に、児童から昆布活性化プロジェクトについて発表していただいたところでございます。

11月25日、土曜日、15時から、この日は蘭越町スキー連盟創立50周年記念式典に御案内をいただき、出席し、お祝いを申し上げます。

蘭越町体育協会加盟団体の各支部や競技団体など約50名の出席がございまして、式典では、坪田会長から連盟設立50年の歴史を振り返るとともに自らの思い出を綴られた式辞ではじまり、また、祝賀会ではほほえみ会の日本舞踊も披露され、和やかな雰囲気の中で、盛会のうちに終了しております。

3ページ、11月27日、月曜日、18時から、この日はJAようていトマト生産組合蘭越支部の設立20周年記念祝賀会に御案内をいただき、出席し、お祝いを申し上げます。

祝賀会では、今年度のトマト作付け状況について報告があり、生産戸数が52戸、面積が8.5ヘクタール、収量は713トンと、出荷量・販売額ともに過去最高になったと伺いまして、組合員の皆さんの20年にわたる努力が実を結んだものと、大変嬉しく感じたところでございます。

12月2日、土曜日、9時30分から、この日は、第33回農村生活展に御案内をいただき、出席し、お祝いを申し上げます。

この生活展は、JAようてい女性部の活性化と女性の技術や知識を紹介し、

自らの視野を広めることを目的に開催をしております。

私も出品された作品の審査に参加させていただきましたが、料理、リフォーム、手芸など、どれをとってもアイデアに満ちた素晴らしい作品が多く、審査にも大変苦労しましたが、お互いの作品をとおして情報交換と交流ができることは、大変有意義なことと感じたところでございます。

同日、1時から町民センターにおいて、第37回蘭越町青少年健全育成研究集会及び第54回蘭越町PTA連合会研究大会に加え、子どもの学力・生活習慣改善研修会が併せて開催されまして、御挨拶を申し上げます。

町内の教育関係者等、約45名が参加されまして、蘭越高校生と3名による国際交流ニュージーランド訪問の研修報告会をはじめ、旭川赤十字病院の諏訪医師からは、スマートフォンなどの電子メディアが子ども達に与える影響と題しまして、御講演をいただいたところでございます。

4ページ、12月5日、火曜日、11時から、この日は札幌管区気象台の藤川気象防災部長ほか来庁され、大雨、暴風や大雪等の甚大な災害が懸念される場合は、気象台から直接電話でお知らせをするので、住民等の避難判断の参考にしてほしいとの説明を受けたところでございます。

また、小河川における洪水警報の危険度分布も、事前予測が気象庁のホームページで閲覧できるので、活用してほしいとのことでした。

12月12日、火曜日、10時から、この日は、蘭越高校の生徒を対象に、今年で15回目となります模擬議会を開催しております。蘭越高校の3年生16名と2年生19名に出席をいただき、5名の模擬議員から、蘭越町の人口減少対策について、蘭越町の教育について、蘭越町の観光と産業について、蘭越町の街灯と除雪について、介護職員を増やす取組についての一般質問をいただき、答弁をさせていただいたところでございます。

5ページ、12月17日、日曜日、11時30分から、この日は介護職員初任者研修修了式が開催され、出席し、お祝いを申し上げます。

6月24日に開講した介護職員初任者研修のうち、一般町民の方の講義17日間・施設実習3日間の全日程が終了いたしまして、西野学園から、一般研修生の6名に修了証が交付されました。

また、高校生の研修生については、冬休み中に施設実習を終了し、年明けに修了式が予定されております。

次に、地熱開発調査に伴う樹木の無許可伐採について御報告を申し上げます。

これまでの経過を申し上げますと、日本重化学工業株式会社と三井石油開発株式会社が共同でニセコ町と蘭越町において、昨年度から地熱に係る地表調査を行っておりました。

この結果、ニセコ地区の地熱開発が有望との説明を受けましたので、調査についてニセコ町とともに同意をしておりました。

これにより、6月から地熱の構造を明らかにする電磁探査が始まり、調査はおよそ100か所に50メートルの電線2本をクロスさせて設置するもので、各地点で幅1メートル、長さ50メートルにわたり十字の形で草や笹を刈り取り、その過程で樹木が伐採されたものでございます。

7月24日に振興局の巡視員が無断伐採を発見し、事件が発覚したわけですが、当初、8月の会社の報告では、無断伐採は蘭越とニセコの2か所とのことでもございました。

その後、範囲が拡大し、新聞等で、ニセコ積丹小樽海岸国定公園内のニセコ、倶知安、共和、蘭越の4町にまたがる広い範囲で、樹木の無断伐採が行われたと報道されました。

11月14日には、蘭越町で会社側が謝罪の会見を開きましたが、その会見では、無許可伐採の調査結果は取りまとめ中とのことでありまして、伐採の本数等の詳細な報告はございませんでした。

また、会社側によると、後志総合振興局から自然公園法と森林法違反で嚴重注意を、後志森林管理署から森林法違反で口頭注意を受けたと伺っており、両機関に顛末書と始末書を提出しておりますが、受理に至っていないとのことでございます。

さらに、この後は、指定植物4種の復旧計画も提出するとのことでございました。

また、町有林においても14か所の測点があり、後日、状況について報告書を提出してもらうことにしております。

これらの無断伐採については、10月30日、日本重化学工業株式会社の増田代表取締役社長が来庁され、直接謝罪を受けておりますが、私からは原因の調査や再発の防止、樹木の再生をしっかりと行った上で、今後の調査を進めてほ

しいと伝えたところでございます。

また、11月30日に上京した際には、二セコ町長と林野庁を訪問し、担当課長のところに伺い、会社に再発の防止と指定植物の復興をしっかりと行うよう要請した旨伝え、地熱開発への理解をお願いしたところでございます。

今後については、不透明な状況ですが、動きがありましたら議員の皆様にお知らせをしたいと思います。

以上、地熱開発調査に伴う樹木の無許可伐採についての報告を終わります。

次に、12月9日から13日にかけて発生した昆布地区簡易水道の断水と復旧について、御報告を申し上げます。

今回の断水につきましては、昆布地区水源地から浄水場の間で、給水本管の破損による漏水が原因で、水道管内で空気の拡張と収縮による振動により亀裂が生じた、エアーハンマーによるものと担当課より報告されております。

12月8日、午後4時30分頃、湯里浄水場の水位低下に担当職員が気づき、周辺の漏水調査を実施し、10日の午後2時頃、旧室蘭工業大学観測施設付近で漏水箇所を特定し、復旧作業に取りかかりました。

同日、午後4時30分には漏水管の修復を終え、その後、配水地の水槽内清掃やエアー抜きを順次行い、通水のための作業に取りかかりましたが、本管に入ったエアーが思うように抜けず、結果として13日まで、昆布温泉、日出、湯里地区並びに黄金地区の一部で給水することができない状況が続きました。

この間、担当職員、札幌及び町内業者による夜を徹して作業に従事しましたが、約60世帯の町民の皆さんに復旧まで時間を要し、多大な御迷惑をおかけしたことを深くお詫びを申し上げます。

なお、断水期間中、入浴できない方については、幽泉閣や雪秩父を無料で御利用していただくよう周知し、延べ141人が利用されたと報告を受けております。

また、昆布市街地区の断水を回避するため、蘭越支署の水槽車のほかに、俱知安消防署、真狩支署からも10トン級の水槽車を出動していただき、ピストンによる供給で昆布配水地の水位確保に努めることができ、関係機関の協力に感謝申し上げるとともに、災害時での大型水槽車の必要性を実感いたしましたところでございます。

13日の午後9時40分に全ての世帯に給水が完了し、翌14日には断水世

常に職員を訪問させ、今回の断水事故に対しお詫びと協力を申し上げたところでございます。

日頃から各水道施設のシステム等異常を見逃すことなく、水道水の供給に努めておりましたが、冬期間であったこととはいえ、一部地域で断水が5日間にも及んだことに対して、多くの町民に御不便、御迷惑をおかけしましたことを重ねて心からお詫び申し上げます。

以上、昆布地区簡易水道の断水と復旧についての報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

議案第1号は、蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の議決をお願いするものです。

この条例は蘭越町特別職報酬等審議会の答申に基づき、蘭越町議会議員、蘭越町長、副町長、教育長の期末手当の引き上げについて、条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号は、蘭越町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の議決をお願いするものです。

この条例は平成29年度人事院勧告の内容を踏まえ、蘭越町職員の給料月額、勤勉手当の引き上げ等について、条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号は、蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものです。

この条例は、公営住宅の管理上において、所要の改正が必要のため、住宅管理条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第4号は、羊蹄山ろく消防組合規約の変更につきまして、議決をお願いするものでございます。

現規約に規定する補助職員、消防職員以外の職員について明記するとともに、会計管理者の選任方法を明確化するため、地方自治法の規定に基づき、組合規約の一部変更の議決をお願いするものでございます。

議案第5号につきましては、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約の変更について、議決をお願いするものでございます。

共同利用するための事務の委託について、寿都町が加わることによる規約の変更を協議するため、地方自治法の規定に基づき、規約の一部変更について、

議決をお願いするものでございます。

議案第6号は、平成29年度蘭越町一般会計補正予算第9号でございますが、歳入歳出それぞれ2,469万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、1款から10款までの給料、職員手当等、共済費の追加につきましては、人事院勧告等による給料月額、期末勤勉手当の引き上げ等によるものでございます。

総務費では、地域情報通信基盤施設移設手数料283万8,000円の追加。民生費では、老人福祉施設措置費400万円の追加。衛生費では老人性白内障医療費扶助38万2,000円の追加。農林水産業費では育苗施設既設棟配管等更新工事732万円の減額、土木費では湯の里ヴィレッジ周辺道路除雪事業80万円。消防費では羊蹄山ろく消防組合負担金59万3,000円の追加。教育費では幼稚園就園奨励費補助金234万5,000円の追加。災害復旧費では特殊作業車借上料49万8,000円の追加など、歳出総額2,469万7,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金189万3,000円の追加。地域づくり総合交付金1,130万円。産業振興基金繰入金1,500万円の減。前年度繰越金1,132万1,000円の追加。学校給食センター設備機器更新事業債1,060万円など、歳入総額2,469万7,000円を充当するものでございます。

議案第7号につきましては、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ1,102万4,000円の追加をお願いするもので、歳出では、国民健康保険事業運営分賦金1,102万4,000円の追加。歳入では、国民健康保険事業過年度分賦金精算金390万円など、歳入総額1,102万4,000円を充当するものでございます。

議案第8号につきましては、平成29年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ45万2,000円の追加をお願いするもので、歳出では北海道後期高齢者医療広域連合負担金24万円の追加など、歳出総額45万2,000円の追加。歳入では、現年度分特別徴収保険料45万3,000円の追加など、歳入総額45万2,000円を充当するものでございます。

議案第9号につきましては、平成29年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出それぞれ35万円の追加をお願いするもので、歳出では、賄材料費35万円の追加。歳入では、通所介護費収入31万5,000円の追加など、歳入総額35万円を充当するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明をいたします。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

---

○議長（富樫順悦） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番永井議員、質問席へ着席願います。

○1番（永井浩） はい。1番。

○議長（富樫順悦） 1番永井議員。

○1番（永井浩） まずは、図書館法に基づく公立図書館化について、町長及び教育長に質問させていただきます。

平成29年度教育行政執行方針の17ページに、図書館法に基づく公立図書館化について検討するとありますが、現在の取組について説明願います。

また、現在、花一会図書館の利用は、平成27年度27,298名、平成28年度25,807名、カード登録者約3,400名、蔵書約47,000冊、廃棄図書約1,000冊と伺っています。

活動も活発で、蔵書、新規購入図書の紹介のとどまらず、読み聞かせや子どもたちとの交流のほか、図書館でママにもできるチャイルドカット講座という企画など、多面にわたり蘭越町の文化・教育の発信図書館となっております。

平成29年度教育行政執行方針では、蔵書の増加等により館内が狭隘となっております、視聴覚室を閉架書庫として整備改修し、図書館施設の一層の充実を図

るとあるが、はたしてそれだけでいいのか、現状、そして今後のソフト面、ハード面から施設のあり方について伺いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 教育長より答弁をさせていただきますので、よろしく願いします。

○議長（富樫順悦） 首藤教育長。

○教育長（首藤一幸） 永井議員の図書館法に基づく公立図書館化についての御質問にお答えいたします。

花一会図書館の公立図書館化の検討については、平成29年第1回定例議会で難波議員から一般質問があり、公立図書館化することによって、今まで以上に花一会を支えていただく機運が盛り上がり、利用される方々の利便性の向上に繋がるということが予想されますので、施設規模、設備機能の制約はありますが、視聴覚室を閉架書庫とすることで、5万冊程度の蔵書冊数の図書館施設となることから、書庫スペースなどの改修整備を行いながら、花一会の公立図書館化を取り進めたいと答弁いたしておりました。

平成19年9月に開館しました花一会図書館は、開館10年が過ぎ、蔵書の充実、新刊書の受入、展示、保存、児童サービスや巡回での全域サービス体制なども整ってきたことに加え、本年度には、視聴覚室を閉架書庫として整備しており、5万冊程度の蔵書冊数の図書館施設となります。

課題であったインターネット上に蔵書公開するためのシステムも、平成30年7月に更新を迎える現在の図書検索システムの改修に併せて整備を予定しており、最低限の図書館機能は整備できるものと考えております。

また、利用されている町民の皆さんや花一会の図書活動を支えていただいているボランティア団体などから、花一会を公立図書館にしてほしいという声も多く寄せられていたところであります。

このため、新たな図書検索システムの稼動に併せて、平成30年度中に蘭越町コミュニティプラザ花一会の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、花一会を図書館法に基づく公立図書館とし、全国の公立図書館等との円滑な相互貸借や図書の複写サービスなど、利用される町民の皆さんの利便性の向上を図

り、今後、図書館活動の更なる振興を通じて町の教育と文化の発展に寄与していきたいと考えております。

次に、現状、そして今後のソフト面、ハード面からの施設のあり方についての御質問ですが、花一会は、もともと図書館として整備したものではないため、花一会の運営をしていただいているボランティアの方々の活動する場所や図書の修復作業スペースが十分に確保できていない状況にあります。

本年度、視聴覚室を閉架書庫として改修整備し、当面の蔵書の保管スペースを確保できますが、数年後には、また蔵書の増加により館内が狭隘になることと、町の歴史的資料の保存または研究するスペースも確保したいことから、将来的には増築等も含めた大規模な改修が必要になるものと考えております。

そうなった場合には、図書館としてだけでなく、本町の文化・教育の発信図書館として、生涯学習や芸術文化活動等も含めて、多目的により効果的に活用できる複合施設として整備も視野に入れながら検討したいと考えますので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 難波議員。失礼しました。

○1番（永井浩） 1番永井です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） ありがとうございます。今、今後、ハード面も考えて、文化・芸術の発信基地であってほしいという話がありました。現在、いくら図書館といっても、本を借りたりなんかするだけではなくて、図書館の意味というのは、やっぱり学習、個人の学習スペースであるとか、そういうのも当然必要だし、本の修繕スペース、それから、当然、大事な図書ですね、保管スペースが大事なわけです。例えばですね、剣淵町の絵本の館というのに平成7年に伺ったことがあって、平成2年からやっているんですけども、そこは面白い活動をしているということで、全国でもないと言われている、絵本作家画ですね、自分の書いた原画をどんどんどんどん無償で送ってくれるということがおきて、その保存に困りまして、またその絵本館自体が旧役場だった公民館なので、2階には5、6名程度しか入れないというような古い木造を、町から借りて始めたということもありまして、町でそれだけのものが、大事なものが受け

入れできないということで、収蔵庫だけでも建てようということで、収蔵庫を横に建てました。それで、今度その絵を見たいという来館者が増えてきまして、いろいろ企画展だとか何かをやりながら、また、当然、子ども達が審査する絵本、日本一のそういうコンクールみたいなのもやっていたので、どんどんどんどん活用が、範囲が大きくなってしまい、とうとうその建物自体が間に合わないということになって新しい建物を建てて、そこで図書館と絵本の館と、それから学習機能の場所を作っていたと、どんどんどんどん発展していったという経緯がありました。今、文化の発信という言葉がありましたので、本町出身の曲子光男記念館という、今、大変、討論になっているところがあります。今、何と言うんですか、仮称ですが、曲子光男記念館検討委員会が設置されてですね、検討されている最中で、私からなんだかんだ言うのはおこがましいかもしれませんが、一応、議員として質問です。今後ですね、図書館の見直し等を考える場合にですね、こういう蔵書プラス、そういういただいたものを大切に保管するスペース等をつくって行ってですね、ギャラリーで展示展開していったりするようなことを考えられていないのか、また、前の議会の時には、いつだったかちょっと思い出せないのですが、町長は単館での記念館の設置は考えていないというような主旨の発言がありました。また、今の検討委員会のちらっと話を聞きましたら、前回の議員と交流会とか、話し合いをやった時にですね、そもそも曲子の美術品をもらってきたこと自体がおかしいんじゃないかとか、記念館を今さら建てて、また箱もの行政をやるのかというような話がありました。そういうのを含めてですね、やはり、図書館というですね、公的意義を考えて、図書館をもっと充実させるためにですね、この曲子光男記念館というかたちでなくても、そこに収蔵し、安全、そして確実に収蔵して、そして展示活動を行えるというような、図書館活動としてする、例えば、ギャラリーなり喫茶スペースなり、そういうのをつくってですね、そのところに何気なく目にできるような施設を併せてつくっていったらどうかなと思います。これはですね、例えば、池波正太郎記念文庫というところがあります。これは台東区ですね、生涯学習センターの中に、議場半分ぐらいのスペース、もっと小さいかな。入り口にありまして、真ん中に書斎があります。テーブル、机、遺品を飾ってありまして、ぐるっと取り巻くように文庫本なり展示していて、そして、池波正太郎は自分で絵を書いて、挿絵をしたりなんかしたので、その

絵を何点か飾ったり、また、挿絵画家の絵をですね、何点か飾ったりしています。ここではですね、池波正太郎の直筆の絵が500点、それから小説に登場した挿絵も作家、約1,500点を同時に収蔵していて、企画展で展示したりしているということで行ってます。是非、私はですね、図書館を今後、ハード面で考えていく場合、同時にそういうことを考えながらですね、小さな記念館、記念館でなくても、隅にと言ったら失礼ですけども、ギャラリーもしくは喫茶室ところに町民が目に来て、そしてそれをじっくり眺めながらお茶でも飲むスペースがですね、あればいいかなと思っているんですけど、理事者のお考えはどうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 首藤教育長。

○教育長（首藤一幸） 永井議員の二次質問ですけども、先ほども申し上げましたように、花一会はもともと図書館として整備したものではありませんため、だんだん蔵書の増加によりまして、狭隘となってきたと、そのために閉架書庫を整備させていただいたりしておりますけども、将来的には、また数年後には、また狭くなるということも、十分考えられますので、やはり総合的にまた見直していかなければならないというふうには、考えております。そこで、曲子光男記念館の話になったところですけども、現在、曲子光男検討委員会につきましては、今年の10月に第1回の検討委員会を開催しておりますので、その場所ではこれでの経過と、5年以上経っておりますので、これまでの経過と今後のスケジュールにいろいろと意見等もありましたけども、説明をしております。その中では、先ほど、議員おっしゃりましたように、単独で建物を建ててということは、やはり、いろいろと費用の面も含めまして、難しいということで、既存の施設を併設してできないかということで考えていきたいというふうに説明しておりますけれども、既存の施設はどこかということになりますが、今、考えられるのは、花一会とか市民センターとか、山開センターとか、いろんな施設があるわけですが、具体的には、協議については、まだ2回目以降ということで、まだ協議はされておられません。その中で検討委員会の皆さんに対しまして、意見をいただきながら、曲子光男館の収蔵、展示について、皆さんが理解できるようにも検討していきたいというふうに考えておりますので、具体的に花一会につきましても検討し、図書館ということでは考えておりますけ

れども、今後、それらも含めて検討委員会のほうで検討していきたいというふうには考えております。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） ありがとうございます。図書館の役割というのは本当に多面にわたると思います。先ほどもお話にありましたけれども、蘭越町の歴史等、日常のことを記録してそれを保存するというのも、本当に大事なことだと思います。当然、劣化を防ぐような建物、収蔵庫はつくらなければならないと思いますし、僕の考えというのは、人でもですね、物でも、蘭越に関わった人が蘭越に戻ってくる、ましてや著名なものが戻ってくる、そして、蘭越から出て行って、裸一貫出て行って、そして活躍した人たちの記録が戻ってくるということは、蘭越町にとって非常に大切なことだと思います。それを受け入れる心の広さというのが必要だと思うんですが、私だけではないと思います。例えば、前もよく僕、愛星学園のことで質問しましたが、子ども達を本当に優しく育て上げれる蘭越町になれば、高校まできちとした学校制度が保てるのではないか、また、いい子ども達が蘭越に残ってくれるのではないかという話もしました。また、今、子育て支援住宅等で蘭越町にたくさんの人たちが住んでくださいってお願いしています。それも、蘭越町の発展、それから蘭越に戻ってくれる人を増やすための施策だと思います。物もですね、同じだと思います。蘭越に関わる人がつくって、尊敬できる人だ、尊敬できるかどうか分かりませんが、著名な人が、日本的に認められた人の作品が戻ってきて、そういうことを蘭越の人がやったんだよと、そしてそれはとても認められた物なんだよということを広く優しく、我々のDNAの焼きついていくということは、私たちの先輩、子ども達に対する、子ども達から見れば私たちは先輩になるわけですけども、その先輩の役割ではないかと思いますので、そのへんをよく考えていただいてですね、図書館運営、それから、これからの図書館のですね、ソフト面、ハード面に生かしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の再質問にお答えをしたいと思います。まず、花一會図書館の整備の関係ですが、教育長から答弁申し上げたとおりですね、そ

の花一会というのは、駅前の再開発のコミュニティ施設だったのを図書館として移行していったという経過があります。まず、これを公立の図書館として整備をしたいという考え方、まずこれを公立の図書館として整備をしたいという考え方、これを30年度中にですね、それを行いたいというふうに、今はそれを進めて行きたい。その後、永井議員がおっしゃったですね、いろんなそういう整備の仕方がありますけども、私もですね、やはり花一会図書館というのを芸術・文化の核となる、そういう施設ということは必要だなというふうには考えております。その中で曲子光男記念館というお話も出ましたが、曲子光男記念館という、館ということだから、新たに何かそれを併設してそのものを大きく建てるとか、そういうようなことにも考えられるというか、そういうふうな意味合いも取れるかもしれませんが、永井議員がおっしゃった、私も花一会を芸術・文化の施設として整備していく、その中には様々ないろんな活用する方法がありますから、そこの一室なり一つの部分を蘭越町に寄贈いただいた、そういう曲子さんの絵をですね、そういうのを展示するということは可能ではないかなという考え方は私も思っております。やはり、今は、それをいただいたものを、保管していくという部分がありますから、収蔵というか、その部分は必要だと。あと展示の方法については、今、永井議員がおっしゃった部分も十分、私は考えられる部分かなというふうに思っておりますので、そのへんは検討委員会もこれからいろいろですね、考えていただくとお思いますので、十分、そのところを協議しながら、全体的な施設のですね、整備も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） 今、町長がおっしゃったとおりですね、ハード面の話、館という言葉で、新しいものを建てるんだ、建てるんだという言葉が先走りしたような気がします。今後ですね、本当に蘭越町のですね、教育文化発展のためにですね、具体的に、うまく、検討委員会のほう進めていただきたいと思います。図書館についての質問を終わります。

○議長（富樫順悦） 答弁はよろしいですか。

○1番（永井浩） いません。ありがとうございます。

○議長（富樫順悦） これをもって、永井議員の質問を終わります。  
ここで15分間休憩いたします。再開は11時5分といたします。

---

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

---

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
10番熊谷議員、質問席へ着席願います。

○10番（熊谷雅幸） はい。議長。

○議長（富樫順悦） 10番熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 私から1点、お願いいたします。

空き店舗・空き家対策について、町長にお願いいたします。

本町でも空き店舗、空き家が増加傾向にあると思います。

これらの諸問題に対しての取り組みの体制を整えて対応していかなければなりません。

町内の住宅地等の売買も今年に入り低迷していると聞いており、何らかの対策が必要です。

今後、空き家対策が地域活性化の重要な位置づけになると考えます。

そこで伺います。

1つ目。複数の課と民間団体、不動産関係者で構成される空き家等対策検討委員会のような組織を作って今後の諸問題に対応すべきではないか。

2点目。その他、考えられる空き家等解消についての対応策について。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の空き店舗・空き家対策についての御質問にお答えをします。

平成25年度に総務省が実施した住宅・土地統計調査によりますと、全国の住宅戸数は、6,063万戸で、そのうち、空き家は819万戸となっており、空き家率は13.5%にのぼり、20年前から1.8倍に増加しているとのことでございます。

本町の空き家についても、職員が平成27年度に実施した、空き家状況の実態調査において、密集地で80件、点在地で105件、別荘地で8件の合計193件が確認されており、その後の人口減少を勘案しますと、議員御指摘のとおり、空き家は確実に増加していると考えております。

この問題に体制を整え対応していかなければならないという、議員のお考えに私も意を同じくするところでございます。

さて、1点目の空き屋対策検討委員会のような組織を作って、今後の諸問題に対応すべきではないかとの御質問でございますが、平成27年に施行された空き家等対策推進に関する特別措置法においては、議員や法務、不動産の関係者を構成員とした法定協議会を組織し、空き家の対策を総合的かつ、計画的に実施する空き家対策計画を策定できるとされ、国や道が財政上の措置を講ずると規定をされております。

ただし、このような計画の策定や法定協の設置は、特定空き家、倒壊の危険がある空き家の認定等の事務量が多く、ある程度規模の大きい市などが中心で、小規模自治体が取組んでいるケースは少ない状況でございます。

しかし、空き家情報を行政と民間の関係者で共有し、対策を協議する場の必要性は認識しておりますので、例えば、総務課や建設課の職員、そして、不動産や建築、移住定住ネットなどの関係者からなる任意の委員会の設置が可能かどうか、検討してまいりたいと考えており、町内の空き家の実態を再調査しながら、空き家情報の利活用を進めてまいりたいと考えております。御理解をお願いいたします。

次に、2点目の空き家解消の対応策についての御質問でございますが、全国の先進市町村では、空き家や空き店舗を今の時代に適したあり方に変えて、新しい機能を付与するリノベーションにより、地域の再生が図られております。

商店街の空き店舗の再生を起爆剤にして、新たな空間とサービスを生み出し、商店街の価値を向上させ、地域雇用が創出される成功例も報告されております。地域の再生に遊休不動産をリノベーションするまちづくり手法が注目されております。

こうした中、現行の定住促進条例が、来年3月で失効いたしますので、新たな条例の制定に向け、他の自治体の情報を収集しながら、現在、検討を進めております。

検討内容を申し上げますと、空き家の改修補助による優良物件の創出、空き店舗を利活用した新たな企業に対するリフォームと設備の初期投資に対する支援、ゲストハウスやシェアハウスへの転換なども空き家対策に有効ではないかというふうに考えておりました、国の交付金事業も活用しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、商工会においても、会員を対象に、空き店舗の活用アンケートを実施しております、利活用の計画や支援措置を考えていると伺っておりますので、連携をしながら相乗効果が得られるような施策を構築してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○10番（熊谷雅幸） はい。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 一つ目の問題につきまして、検討するということから、あまり詳しくはお話はしませんけども、現在、まちづくりで対応しているということは理解しておりますが、これからできるだけ情報共有をして、多岐にわたると思うんですね。例えば、税務関連の問題、農業後継者、商業ベースで活用できるのかというようなことを、やはり不動産会社と詰めながら検討していく必要があるかなという気がしております。最近の情勢では、単独の土地よりも、多少古くても住宅付きの住宅のほうが、住宅付きのそういう建物のほうが売買される可能性が高いという話を聞いておりますので、最近調べた中では、国土交通省の中でも空き家、空き地の流通を有効活用していこうという指針が出ておりました、これらは十分調べておりませんが、今後、空き家等の需給のミスマッチを解消して新たな需要を創出していくというような方向ではないかなというふうに私は理解しております。先ほど、組織については検討するというところでございますが、国土交通省が期待したそういう重要なものの受け皿になるためには、そういう組織が必要ではないかと私は想像しているのですが、そのへんについて、もう一度、質問させていただきます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の再質問にお答えをしたいと思います。今、現在

ですね、定住促進の条例というのを施行しております。それと併せて空き家対策の主管しているところというのは総務課のまちづくり対策室でございます。私はやはり、まちづくり対策室はですね、うちのある程度大きな事業とか、そういうところの検討するところだというふうな部分も考えておりました、できれば、まちづくりの対策室が主となってですね、先ほど言いました担当する課とか、いろんな関係団体、そういう部分を一緒に参集してもらって、空き家対策というものが出来上がればいいのではないかなというふうに考えておりました、答弁をさせていただいたところでございます。それと併せて、議員がおっしゃいました国土交通省による補助金ということでございますが、今、現在ですね、空き家対策の総合支援事業という部分の中で、国でそういう対策がございます。その中では、空き家対策の計画をたてたり、協議会を設置するという部分の中で、空き店舗のですね、そういう事業に対して2分の1とかいう部分の支援ができるというような事業がありますので、内部について、もう少しですね、うちの担当のほうとも協議を進めながら、まず蘭越町にある空き家というのが、実態調査しておりますので、そういうところの活用を、今後どういうふうに図っていくかという部分と併せて、何かそういう活用を図るといふうになると、一般財源だけではなかなかできない部分もありますので、そういう国の補助金等も入れた中でやるというふうになると、次の段階の任意の協議会から法定の協議会とか、そういうふうな部分でも移っていかねばならないというかたちを考えておりますので、そのへんのところは、段階的にですね、進めてまいりたいなというふうに考えております。御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 理解しましたが、最後にもう一度確認をさせていただきます。二つ目につきましては、町長のほうから初期投資やいろいろなものについて検討しているということでございます。新しい補助金的な支援があれば、何か店や、もしくは飲食店でもやってみようかなという方も出てくるという可能性もある気がしております。問題の中では、個人でも、法人じゃなきゃだめなのという声もありますので、個人でもきちっとした営業計画等があれば、何らかのかたちで対応していく、もしくはそのへんの計画性をきちんと見極め

られるようにしていけば、それらが有効になるのかなという気がしております。これらについては、新年度に向けてのお話になりますが、十分検討しながら対応していったほしいなと思うので、もう一度、その点についてお伺いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） お答えいたします。現在、定住対策事業については、11の事業を実施しております。その中で、今、議員がお話あった件については、起業化を育成する事業ということで、その中である程度法人登記とかですね、そういうものが必要だという部分に対しての支援事業を行っているということです。今回、検討しているのは、その11の事業を抜本的にですね、見直しをかけて、やはりその定住してもらうためのですね、大きなある程度括りの中ですね、行っていかなかったらならないのではないかなというふうに考えております。その今までは子どもが生まれたとか、就業したとか、そういう部分の中で奨励事業を行っていますが、その子どもが生まれたというふうになれば、子育て支援とか、そういうふうな部分の中でのそういう事業とかで、定住というふうになればですね、この空き家対策も含めたり、新規で入ってきてもらうとか、そういう部分のための、やっぱり大きな括りの中ですね、そういう事業をしていくことが有効ではないかなというふうに考えておりますので、先ほど言われた内容も内部で十分検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。今、現在、来年度に向けて、そういうことも含めて、内部で十分検討しておりますので、新年度に向けて、また御提案をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） だいたい分かりました。見直しについては、期待をしております。最後になりますけど、町内の課題の一つに、やはり、不動産の流動化が少ない、いわゆる店舗の入れ替えや住宅の入れ替えが少ないという点があると思います。議会前に少しお話があったんですが、総務省の地域おこし協力隊のナンバーワン対策は、空き家対策だというふうに話しが出ておりました。これらが一番重要な対策ではないのかという、地方創生の中の一つに入って

おりました。やはり、今後、税務や商業、まちづくり等、民間団体等が構成された検討委員会、近くの町では策定計画委員会というのをつくって対応しております。そういう組織をつくって年に数回集まるようにして、なんとか町の空き家流動化を促進できるような施策をもって、早急に検討して実行に移していただきたいなと思いますので、それを最後にその点について質問して終わります。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） お答えをいたします。確かに町内の中を見てもですね、商店街の中で、お辞めになった方とかですね、今、パチンコ屋さんもこう閉まっていますね、非常に何かあそこのメインストリートを歩くとですね、非常に電気が少ないとか、そういうような部分を非常に感じております。そこをですね、なんとかそういう空き家対策も含めて、商店街の活性化とかに合わせて、やはり今、商工会でもアンケートを取りながら、今後の対応をどうしていくかということもありますので、そのへんの部分については、ある程度商工会を連動を取りながら、町として支援が何かできるようなことがあるかとかですね、十分検討して行ってまいりたいなというふうに考えております。それと、全体的な部分については、今、それぞれ月1回、課局長会議というのを開催していますが、そのほかに私が入らない中で、副町長をチーフとしてですね、各関係課長が入って、事務事業、これからのいろんな課題について、協議をしている場というのを随時もっております。その中で、今、いろんな案件について協議をしてもらってますので、今の点についてもですね、どういう方法がこれから進めるに当たって、早く、そしてスピード感を持ちながら、そして有効なそういう手法がとれるのかという部分を含めて、内部でもう少し検討してまいりたいなというふうに考えております。議員のおっしゃっているのは、十分、私も理解をしておりますので、その任意の協議会とかいう部分についても、前向きに検討したいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって、熊谷議員の質問を終わります。

次に、8番中島議員、質問席へ着席願います。

○8番（中島溢子） はい。

○議長（富樫順悦） 8番中島議員。

○8番（中島溢子） 私から2点についてお伺いいたします。

1点目でございます。

飼料米の生産について。

平成30年より米の減反政策が廃止され、飼料米の生産がクローズアップされています。

蘭越町における本年の飼料米の生産と、今後の米生産の取組についてお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の飼料米の生産についての御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、約50年にわたって続いた米の生産調整、減反は、国が米価安定を目的に数値目標を示してきたものでございますが、補助金に頼る農業から脱却し、農家に自立や経営意識を促すために平成29年産米を最後に、平成30年産からは行政による生産数量目標の配分が廃止となりまして、日本の農政は大きな転換を迎えます。

その内容につきましては、現在、各地域に置いて開催しております、町政懇談会やお茶の間懇談会で担当課長から30年産からの米政策改革に伴う取組としてお知らせをしているところですが、生産者に一定の生産枠を意識させるため、米の生産数量目標に替わる対策として、東京都と大阪府を除く45道府県の農業再生協議会では、生産の目安を示すこととしておりまして、北海道でも、道産米のニーズに応えることと販売価格維持を両立させるといたしまして、生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等が一体となったオール北海道で需用に応じた米生産に取り組むこととなったところでございます。

生産の目安につきましては、今月21日に、札幌市で開催される30年産米の目安に係るブロック担当者説明会で北海道農業再生協議会から示され、それを踏まえ、今後、行政、町農業委員会、JAようてい、JAようてい各生産組合等で構成される蘭越町農業再生協議会で協議し、蘭越町の米生産における取組の方針を決定し、各生産者に協力をいただく予定となっております。

さて、議員御質問の本年の飼料米の生産と今後の米生産の取組についてでございますが、本町における本年度の水稻作付面積は、2,029.7ヘクタールのうち、主食用米の作付けは1,679.1ヘクタールとなっております。

また、飼料用米の作付けは310.7ヘクタールと年々増加傾向にあります。

しかし、先般、10月に生産の目安に係る来年度意向の米の作付意向調査を行ったところ、全ての生産者からの回答ではございませんが、飼料米に取組みをすとした生産者は、今年度の作付けを約80ヘクタールほど下回った状況にあります。

本町でも、国の施策に基づき平成22年度から水田を活用した飼料用米、麦や大豆等の作付助成として水田活用直接支払交付金及び産地交付金が交付されており、特に、飼料用米の作付けに対しては、平成26年度から収量に応じて10アール当たり5万5,000円から10万5,000円が交付され、水田の水張面積の確保を図りながら主食用米の作付けの抑制を図ってきたところでございます。

今後、北海道が実施した意向調査に基づき、地域別として本町の作付け意向がどれだけ反映されるか不透明な状況ではありますが、先般、農林水産省が発表した来年度の米の需用は据え置きとしておりますので、引き続き、水田活用直接支払交付金及び産地交付金の活用によりまして、需要に応じた作付けを維持していかなければならないと考えております。

私といたしましても、国の動向などの情報に基づき北海道から示される生産の目安のとおり作付けすることは、本町はもとより、水稻生産農家の米価格の乱高下を防ぐことができる対策と考えております。

生産者にとって、これらの助成制度の活用は不可欠でありまして、生産の目安を維持していくためには、恒久的な対策を講じていただくよう、国や北海道などの関係機関に要請をしまいたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（富樫順悦） 8番中島議員。

○8番（中島溢子） 飼料米の改定のことについて、ちょっとお伺いしたいんですが、JAが中心となって買い付けをしているのか、生産者が個々に売って

いるものなのか、1件どのぐらい買い付けをしているか、お伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） ちょっと内容の部分もありますので、農林水産課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 矢村農林水産課長。

○農林水産課長（矢村勉） ただいまの中島議員の再質問にお答えいたします。飼料米の単価ということでよろしかったでしょうか。集荷業者、御承知のとおりですね、JAに集荷している生産者は約6割程度ということで、あとは個人でそれぞれ売買するようなかたちにはなっているんですが、飼料米等の単価につきましては、先ほど、町長、答弁申し上げましたとおり、収量に応じて、5万5,000円から10万5,000円と、さらにその収量に応じて、今年は多収品種という部分の、道の別枠の単価というものがあります。飼料米も含めてですね、かなり主食用米からみたら、1俵当たりの単価が10万以上にもなると、反当りですね、主食用米からみたら飼料米の単価が上積みされているという部分で年々増えているというようなケースもございますので、そのような状況になっております。以上です。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

では、次の質問に移ってください。

いいですか。今の答弁は。これで終わるんですか。よろしいですか。

はい、では次の質問に移ってください。

○8番（中島溢子） はい。2点目でございます。

風力発電について。

北海道電力は、2022年度まで新たに受け入れる風力発電の対象地域から道南を原則外す方針を決め、業者に通知したと報道されましたが、蘭越町での影響とその動向をお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の風力発電についての御質問にお答えします。

北海道電力は、国の再生エネルギー普及の意向を踏まえ、系統側蓄電池による風力発電事業として、今年から2022年までの第1期に60万キロワット、それ以降に40万キロワット、合計100万キロワットを受け入れるとして、今年3月からの募集を行いました。

そのような中、10月18日の北海道新聞では、この受入過程で道南系や西名寄系の送電線に容量が足りないことが判明し、第1期の枠から道北・道南を除外し、2023年以降の第2期に回すという報道がされております。

さて、議員御質問のこの報道に対する蘭越町の影響とその動向についてでございますが、日本風力株式会社が、蘭越町港地区と寿都町磯谷地区で計画している風力発電につきましては、平成23年12月に北海道電力が東京電力と共同で行う風力発電の導入拡大に向けた実証実験の募集に採択された事業でございます。

したがいまして、新聞報道とは別事業でありまして、道新の記事に対して北海道電力と日本風力開発のいずれにも確認しておりますが、影響は無く計画通り事業を進めていくとの回答を得ております。

なお、北海道電力では、再生可能エネルギーの導入拡大が進み、このまま受け入れを続けると電気の供給が需要を上回り、電気の品質に影響を及ぼすとして、2015年に再生可能エネルギー発電施設の出力制御ルール等を変更しております。

具体的には500キロワット以上の高圧の売電については、北電社内の委員会に諮り、一定の制限を行うというものでございます。

ちなみに、小型風力発電は、20キロワット未満となっておりますので、このルールの対象外となり、国から設備認定を取得し、電柱への接続が可能であれば北海道電力は買受義務が発生するとのことで、港地区で建設が予定されている小型風力発電についても、新聞報道のような影響はないものと考えております。

いずれにいたしましても、港地区の風は、発電に適した本町の貴重なエネルギー資源であり、町の振興に有効活用されるよう、再生可能エネルギー推進協議会等において審議を行いながら、その動向に注視してまいりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 8番中島議員。

○8番（中島溢子） 蘭越町では、平成30年4月に工事着工と計画されておりますが、公に報道されるとどのようになっているのか真実を知りたくなるのが本音だと思うので、大丈夫だということですね。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 中島議員の質問にお答えをします。今、私答弁したとおりですね、今、日本風力開発で行っている後志風力についてはですね、建設に関しては問題ないということで、北電と日本風力のほうにも確認をしておりますので、事業については、若干ですね、風の影響があって、当初予定していたものよりも少し変更になるということは伺っておりますが、事業自体は推進をされるということですので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって、中島議員の質問を終わります。

次に、5番難波議員、質問席へ着席願います。

○5番（難波修二） はい。5番。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） 2点についてお尋ねします。

1点目です。

開村120周年について。

蘭越町は前身の南尻別村が明治32年に誕生してから明後年、平成31年で120年になります。

平成11年に開基100年の記念事業を開催しておりますが、それから20年が経過し、町の様子や社会状況も大きく変化しましたので、この機会に20年間の動き等をしっかり整理しておく必要があると思います。

そこで伺います。

1つ。平成31年は、平成最期の年となります。北海道も今年開道150年を迎えました。本町でも大きな変化がありましたし、当面する行政課題も様々抱えており、大きな節目の時を迎えていると思いますので、何らかの有意義な事業を行う考えはおありでしょうか。

2つ目。平成11年に編さんされた新町史は、本町の歴史資料として非常に優れたものです。発行以来20年間の出来事などを整理し、町史を補完するための資料づくりを行う予定はないでしょうか。

3点目。街の茶屋裏には、北海道100年、町開基70周年の記念石碑があります。現在は建物と樹木に挟まれて隠れるように佇んでおりますが、役場庁舎周辺などに移設することはできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の開村120周年についての御質問にお答えをします。

本町の前身である南尻別村が現名駒町に戸長役場を設置してから、平成31年には120年を迎え、本町の節目となることから、開基100年以後の20年の歩みを踏まえ、未来につなげる意味で、120年を記念する取組みは必要であると、私は認識をしております。

平成11年の開基100年の際には、昆布100年の森パークゴルフ場やモニュメント記念碑の建立などの施設整備、また各種記念事業を行い、同年8月1日、開基100年記念式典、祝賀会を盛大に開催するなど、1億9,750万円にのぼる経費を当時各種事業を行ってまいりました。

開基100年は、町にとって非常に大きな節目であり、盛大に事業を行いました。開基120年の事業は、そこまでは必要はないものと考えております。

近隣町村では、真狩村が平成26年に、京極町が平成28年に120周年を迎え、それぞれ事業に取り組んでおりますので、実施内容を参考にしながら本町にとって、どのような取組が相応しいのか、検討してまいりたいと考えております。

1点目の有意義な事業の考えはあるのかとの御質問でございますが、開基100年の際のNHKのど自慢の誘致も2年前から調整しておりましたので、今年度に入り担当職員に指示をし、NHKや道内民放に、どのような番組が製作可能か問い合わせを行ない、いくつかの企画提案がされております。

また、事業の例として、町の現在を後世に残す映像ライブラリの製作、平成31年に姉妹都市提携50年を迎える、サールフエルデンとの交流事業など、

実施は未定ではありますが、準備に時間を要するものもあると考えております。

これらも含め、具体的な事業内容について、副町長と担当課長による事務事業の課題を議論する場で、開基120年に向けた取組みの検討も行っておりまして、早期に具体的な計画を作成し、必要なものは来年度予算に計上したいと考えております。

2点目の20年間の出来事を整理し、町史を補完する資料づくりについての御質問でございますが、開基100年の際の新蘭越町史の刊行は膨大な時間と経費、労力を投じた一大事業であり、町民に読み継がれる町の貴重な資料となっております。

町の歴史をしっかりと整理・記録し、後世に残すことは、まちづくりを進める上でも、非常に重要なことであり、開基120年に向け記念誌等の検討も行っていますが、単なる年表ではなく、町の20年の出来事を読み物として整理した、資料等の製作ができないものか、その可能性についても探ってまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

3点目の北海道100年、開基70年の記念碑の移設についてですが、建立後長く年数も経っており、移設に耐えられるかの調査の必要性や、移設費用も多額になると考えられますので、開基120年に合わせた移設は、現在のところ難しいと考えております。

また、町が歩んできた歴史の節目や出来事を、後世に伝える記念碑は、町内にいくつか建立されておりますが、時を経て、人の目に触れず町内に点在しているものも少なくはありません。

それらの記念碑を改めて整理をし、町民の皆さんに知ってもらうための、記念碑マップのようなものを作成し、その活用も含め管理をしていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） 一つずつ再質問したいと思います。1点目ですけれども、必要なものについては、来年度予算で考えていきたいという、そういうことで、具体的な検討もしていることも、今、御答弁ありました。質問した大きなことは、来年度予算で考えていかないと間に合わないものがきっとあるだろう

と、そういうところをちょっと気がかりだったものですから、質問をさせていただいたわけですが、今の答弁でそういうことでは、私には、平成31年、120年ということの一つのきっかけとしてとていいますかね、そういう意味で、国もそうですし、道も、本町も大きな転換点にあるという認識をですね、しっかりとった上で、やはりこの明後年の平成31年を契機として、しっかりと整理をしていくということですね、町にお考えいただきたいというそういう思いであるわけです。形式的な行事については、私もそれはなくてもいいというふうに思うんですけれども、やっぱり何らかのそういう120年ですよという、そういうことを町民に伝えていくという作業は、是非、必要で、やってほしいなというふうに思っております。そこで、明治32年の8月に南尻別村というのが誕生しているんですね。ですから、やるとすれば、8月を一つの目標としてですね、やっていくということが大事だと思います。そうしますと、平成31年8月に向けての準備というのは、31年度からではもう遅いということだと思いますので、是非、それらの準備については来年度から作業を検討していくという前提で、是非、来年度予算については検討していただきたいと、こういうことをお願いしたいということで、1点目についてはそういうお尋ねをいたしましたので、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えを申し上げます。1点目の当面の事業ということで、先ほども答弁をさせていただきましたが、開基100年という時にはですね、いろんなモニュメント、記念碑とか、それとか大きな昆布の100年の森パークゴルフ場とか、大きな、非常に事業も整備をしました。そして、記念式典・祝賀会ということで、非常に莫大な経費もかかりました。120年という中では、そこまでは私はある程度必要ないのではないのかというふうに考えております。ただ、100年から20年経って120年というのは節目だということ、やはり町民共々ですね、そこを認識をしていただくというような事業展開は必要だろうということで、今、内部でですね、その部分については、来年度予算からもう反映していただく部分については、検討して予算措置をお願いしたいなというふうに考えております。それと併せて、町単独だけじゃなくて、国等も巻き込んだですね、何かいろいろ整備も、今、や

っていただいていますので、そこをうまく120年に合わせた事業として、今できないかということも実は検討しております。その部分については、まだ未確定な部分もありますので、そういう部分ができるようになったらですね、早急にまた議会にも報告をしたいなというふうに考えております。いずれにしても、今、こういうことができるというのは内部で検討中でございますので、明確な答弁までにはいきませんが、120年を町民とともにですね、お祝いすると、そういう認識するという部分の中でいろんな事業を30年の予算からですね、必要な部分は、是非、実施をしてまいりたいということは、内部で進めていこうというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） 何か、国を巻き込んだ、なんだろうかなと思って、楽しみが増えるような御答弁でございましたので、私、何かをやれという、結果を今求めるということではありませんので、是非、御検討をお願いしたいという意味で質問をさせていただいております。2点目です。20年経ちました。今、単なる年表でなく読み物として楽しむものといえますか、そういうものを考えていけたらいいなという、そういうお答えをいただきまして、私も同じ気持ちであります。一般的に例えば、学校の周年行事というのが、10周年ごとにやるんですけども、その10年経っちゃうとやっぱりその歴史や、そういうことがあったということが、どうしてもやっぱり忘れ去られるというか、資料も散逸してしまうということは、町についても同じだと思います。20年経っていますので、いわゆる何があったという、その年表的なものはわりと作れるかなと思うんですけども、やっぱりどういうことがあったかという一つ一つの出来事にスポットを当てて調べていくというのは大変な作業になるというふうに考えております。是非、そういうものを作り上げていくんだとすれば、やっぱりそういうものが出来上がったということを記念行事に合わせてですね、そういうのが出来上がるような取り組みを目指していったほうがいいのではないかなと、そういうふうに思います。それをやるのは本当に、今からも遅いぐらいなのかも分かりませんが、是非、来年度でそういう準備のための組織立てをするというような、そういう取り組みを進めてもらいたいなとい

うふうに思いますので、この点について伺いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 難波議員からの再質問にお答えをさせていただきます。新蘭越町史の前身は蘭越町史でございました。それからですね、新蘭越町史が平成11年にできるまで約40年程度の期間がありまして、当初は、続蘭越町史ということで進めていきたいというふうに話があったんですけども、実に年代が変わりすぎて、時代背景も変わり、内容も変わったものですから、全く新たなものを作っていくと、今の時代に合ったものを作れないという、当時の考え方で新蘭越町史ということで最終的に話がまとまりました。当時ですね、40年くらいの間を書き物として記すのに、当時で倶知安で高校の先生をしていらっしゃる方を専属に頼んで、7年から8年くらいかかったんですね。新蘭越町史を作るのに。実に膨大な時間と経費がかかりました。したがって、今、難波議員さんが言われましたように、僅か20年ということでもありますけれども、この20年もまた出来事を綴っていくのにはですね、やはり結構な時間と経費がかかると、そのように認識しておりますので、是非、これは節目、節目の時にやはりこうして書き残しておかないと、蘭越町の歴史というのは忘れ去られていくというそんな危機感はもちろん持っておりますので、これを機会に、新蘭越町史をどういうタイトルにするかは、ちょっと別にしましても、今の新蘭越町史の項目立てを基本にしながら、20年ですので、基本にしながら、その続き物を読みもとして、是非、作っていければなど、そんな考えでいますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） 是非、そういう方向でやってほしいなというふうに思います。最近、握力が弱ったので、新町史を片手で持ち上げられないくらいなんですけれども、それくらい膨大な新町史ですよ。もともとの町史から新しい町史、37年かそれくらい経過しているんですね。本当に大変だったと思います。今、20年前に出来上がったものがありますので、続編を是非作ってほしいなというふうに思います。それに向けて取り組みをよろしくお願いたいというふうに思います。最後に3番目です。これはうちの向かいにあるか

ら言うわけではありませんが、あの石碑の実はですね、隣にメタセコイヤという古木があったんです。巨大樹といいますか。あまり大きくなりすぎて、地盤が隆起しちゃって石碑も斜めになっています。後で見てほしいんですけど、雪融けたら。安全性からも非常に心配なんですよね。やっぱり平成11年にこちらに100年のモニュメントを建てましたよね。やっぱりそういう関連性というのを、あの場所にそのまま置くのなら置くので、先ほどの答弁にもありましたけども、現地を調査して大丈夫かという、そういうことをやっぱりしてみる必要があるだろうというふうに思います。昔は旧公民館の前庭の角にあって、非常に目に付きやすい場所にあったんですね。子供たちもそこで遊ぶという、そういう状況でしたけども、メタセコイヤを切るのは大変な難作業だというふうに私は思っておりました。是非、それは撤去して、木の問題は片付きましたけれども、その後はかさがっているというのは一回点検をしてですね。あの場所にそのまま置くのがいいのか、あるいは移設をするのがいいのか、是非、雪が融けたらそういう作業をしてほしいなというふうに思います。私としては、やっぱり100周年と併せてそういうものもあるということで、この周辺に移せばいいのではないかなというふうに思いはあるんですけども、是非、御検討いただきたいと思います。町の中には各種のそういう記念碑ありますけれども、そういうものとはまたちょっと別格の、町としての開基の石碑でもありますので、ちょっと別格かなという気はしますけれども、いずれにしても、やっぱり安全性の問題と同時にですね、あのへんの環境整備も含めてですね、お考えいただければありがたいなというふうに思いますので、最後にそのことをお伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。記念碑の移設ということの質問でございますが、やはり、先ほど答弁もさせていただいたんですが、まずは難波議員がおっしゃったですね、メタセコイヤ、私が総務課長だった時なので、その記念碑にですね、下のほうに根が張って、その記念碑が隆起していると、盛り上がったと。これは危ないということで、ある程度何本か伐採をしたという経過があります。その時も相当高さがあったですね、非常に難儀したという部分があります。やはり、町としてですね、そういう北海道の100年、さら

には開基70周年の町としての素晴らしい記念碑があると、これはやはり後世に残していかなければならないという考えは持っておりますので、まずは難波議員から御提案があったとおり、雪が融けて、まずは現地を見て、そして、私としてはあそこを含めて見てもらえるような、そういう整備をしていかなければ、仮に置くとしてもですね、それは必要だと思っております。そういうことも含めて、実は蘭越町内にはいろんな石碑というものがあるので、先般、違う方からもですね、違う地区にこういう石碑があるので、もっと広めてというか、みんな見える所に持って行ってくれないかとか、いろんな要望がありました。なかなかいっぺんにはできないので、そういう所を整備しながら、きちんと蘭越町にはこういう素晴らしい碑があるんだと分かってもらう、そういうマップとか、そういう周辺を整備するとか、そういうことは是非必要だなというふうに考えておりますので、いずれにしても、あそこの部分を調査した中でですね、検討してまいりたいと考えております。御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） いいですか。

ここで、難波議員の質問中でありますけれども、昼食のため、休憩をいたします。

再開は13時といたします。

---

○議長（富樫順悦） 再開をいたします。

---

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

難波議員、質問席へ着席願います。

○5番（難波修二） はい。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） 2点目の質問をさせていただきます。

次期総合計画の策定について。

現在の第5次総合計画は、平成31年度が最終年度となりますが、これまで町の最上位計画として、各分野の個別計画と合わせて具体的な事務・事業を推進してきました。

近年、地方創生をはじめ、国や道の戦略的な政策が次々に展開される中、本

町においても町の将来に関わる重要な課題が山積しております。

新たな総合計画を策定するためには、十分な時間が必要であり、現計画の最終年度になってからの準備では遅すぎると思われれます。

来年度から策定作業に着手するお考えはないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の次期総合計画の策定についての御質問にお答えをいたします。

本町の第5次総合計画については、平成20年から2年の歳月を費やし、平成22年から31年までの基本構想と前期基本計画を策定し、現在、平成27年から31年までの後期基本計画が実行されております。

この計画については、当時の地方自治法第2条第4項において、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと規定され、策定と議会の議決が義務化されておりました。

その後、国の地方分権改革の一環として、平成23年5月の改正において、この条項が削除され、計画の策定等が各市町村の判断によるものとなりました。

今後の策定については、担当職員に検討を指示しておりまして、参考として、管内19市町村の取組、策定状況を確認をしております。

概要を申し上げますと、赤井川村が28年度からの第4次総合計画を策定済みでございます。小樽市が31年からの第7次計画を策定中で、共和町についても、策定審議会を立ち上げ、平成30年からの総合計画を策定すると伺っております。

その他の町村につきましては、平成32年から33年にかけて総合計画の期間が終了するところがほとんどですが、策定予定や未定との回答が大部分でありまして、明確に策定しないというところはありませんでした。

また、NPO法人公共政策研究所が、今年度、全道市町村の総合計画策定について行った調査においては、179市町村中、111市町村から回答があり

、策定義務がなくなった後に策定した市町村が47、策定予定が63、予定なしが1ということでした。

このような結果は、市町村の指針となる計画の必要性が、いずれの市町村においても認識されている表れと考えてございます。

本町においても、激しく変化する社会経済と少子高齢化等の直面する問題や課題に対応するには、新しい時代に対応した新しい視点でのまちづくりが必要となり、様々な施策や事業を総合的、計画的に進めるためには、次期計画の策定は必要なものと考えており、来年度から取り組んでまいりたいと考えております。

なお、策定に当たっては、第5次の計画実施に係る総括や反省点を整理した上で、どのようなかたちでの策定が望ましいのか、策定の根拠となる規定の整備、予算及び審議会の設置等、内部で方向性を定めていきたいと考えております。

次期総合計画の策定に当たっては、議員の皆さんにも御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 新しい計画を策定をする予定というふうに理解をさせていただきました。その上で、新しい計画を作る上での課題といいますか、私なりの考え方を二つ、これから再質問させていただきたいと思います。まず、一つ目ですけれども、様々な個別の政策があります。それから、いわゆる地方創生の関係の計画といいますか、それも策定をしております。また、公共施設関係の総合管理計画ですか、そういうものもあって、それをこれからどう活かしていくかという、そういう諸々の計画をどういうふうにつなげたものにしていくかという、そういう調整といいますか、議論が大変重要になるなど、実は考えておきまして、それらを検討していく上で、やっぱり各課に横断するような議論は、どうしても避けられないなというふうに思います。そういう意味では、まず何よりも大事なものは、審議会で議論していくということは、最終的にはそれは当然なんですけれども、やっぱりまず、庁内の関係する課の間の連携といいますか、議論がやっぱり不可欠だと、その仕組みをきちっとつくって議論を進めた上で、策定作業をする業者なり、審議会の中に入っていくという、

そういうことをきちんと仕組みとしてつくっていくということは大事ではないかなというふうに、実は思っております、これはうちの例ではないというふうに理解していただきたいんですけども、業者が作った案を策定委員会に諮ってそこで決めてしまったというのでは、やっぱりまずいし、今、いろいろ我が町にとって大事な課題といいますか、計画がたくさんあると思うんですけども、それはやっぱり我々自身が考えて議論していくということをベースですね、計画を作り上げていくということが非常に重要だというふうに思っておりますので、是非、そういう意味で各課にあるその計画か何かをきちんと議論していくという、そういう取り組みをしていくという、その関係課間の連携ということについて、何かお考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えをさせていただきます。総合計画ですから、本町の最上位の計画ということで位置付けられたかたちの中で策定をしていきたいというふうに考えております。その中で、現在、議員からの御質問にもありましたですね、現在の様々な個別の計画等があります。やはり、そことリンクをしていかなかったらならないということは、私も認識をしております。そのために、策定に当たってはですね、各課、課長になるか主幹になるか、そういうその各課からですね、構成員をそれぞれ出してもらった、仮称ですが、そういう内部の策定会議とか、それとか各課ごとに組織するワーキンググループとか、そういうところで、まず現状のそういう第5次の総合計画の部分の認識と、今の反省点なり、そういう効果をやっぱり検証して、そして次のかたちの中に進めていかなかったらならないというようなことを考えております。そのような部分で、先に進めて、それからやはり業社に頼むとか審議会とか、そういうものを設置して策定していくということなので、出来上がるまでには1年、2年とかですね、非常に時間はかかると思いますので、そのへんのところはまず、庁舎内でもそういう中で検討して、それから進めていきたいということで考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 5番難波議員。

○5番（難波修二） 来年から取り組んでいきたいという、先ほどの答弁ありましたので、是非、各課のですね、そういう連絡調整も十分とるということを進めていってほしいなというふうに思います。先ほどの答弁で、副町長をトップにして日頃からですね、様々な課題を横断的に議論しているということは大変素晴らしいというふうに思っております、そういうかたちをベースにして、担当者自身がやっぱり自分の担当している仕事の計画というだけではなくて、町全体から見てどうなのかというですね、そういう視点を持っていろんな意見を出してもらいたい、そういう空気を庁舎内に作っていくということがですね、非常に大事だというふうに思いますので、そういう方向でやっていただきたいというふうに思います。もう1点お伺いしたいというふうに思います。これはその後の具体的に審議をする場面で大事なのかなというふうに思っているんですけども、その審議会委員は各団体の代表で選ばれた方、あるいは一般公募何人とかですね、そういう方で構成をしていくというふうになると思うんですけども、そういう策定委員による審議会による議論というのは、もちろん大事なことなんですけれども、私は、それに加えてといいますか、せっかくやるんですから、委員個人個人の考え方というのはそれは大事なんですけれども、それと同時にやっぱり関係団体の意向はどうなのかというあたりを関係団体に促して、関係団体としての考え方の議論を進めてもらおうと、そういう作業をした上で、その団体の代表者の方に出てきてもらおうというですね、そういう仕組みを作ることが非常に大事ではないかというふうに思います。そのことによって、審議会での議論がですね、委員個人の議論、意見ではなくて、やっぱり所属する団体の意見というものをですね、もうちょっと計画に反映することができると、そういうことが非常に大事ではないかなというふうに思っておりますので、是非、町内のそういう策定会議を設けると同時に、様々な関係団体が抱えている課題等については、意見を揉んでもらって、それを次期総合計画に見越していくという、そういう仕組みをつくることによってですね、より計画の中身が充実したものになるのではないかなというふうに思いますので、この関係団体による議論ということについて、お聞かせいただきたいと思ます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の質問にお答えをさせていただきます。総合計画を策定するに当たって、関係団体の意見等を検討した中で、そして審議会に諮っていくべきだということで、私もそのようなことができればですね、非常に良い総合計画ができるのではないかとというふうには考えております。これまではアンケート調査とかですね、あとそれに、案に対してパブリックコメントとか、一般的にはそういうような手法をとってですね、計画をたててきました。委員からはその案という前に、先に、今の総合計画、これから立てていく計画で、各団体に今後の計画に係る団体としての考え方を検討して、それを総合計画に反映していくということで、非常に私も、それは参考にさせていただきたいなというふうには考えております。ですから、来年から各庁舎内でのそういう検討会議、さらには、できればうちの担当のほうからですね、そういう各関係機関に次期総合計画に対するいろんな関係機関の考え方とか、そういうものがあったら、今の現状の総合計画をみながらですね、検討してもらいたいとかですね、そういうような手法を是非、私も、今、難波議員の言っていた部分については、非常に良いことだなというふうに思っていますので、是非、参考とさせていただいて、進めていければというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって、難波議員の質問を終わります。  
次に、3番向山議員、質問席へ着席願います。

○3番（向山博） はい。

○議長（富樫順悦） 3番向山議員。

○3番（向山博） はい。3番。

私からは育苗センターの運営について、御質問させていただきます。

本町の水稻育苗センターは平成9年稼働以来、農業者の春作業軽減に大きな効果を果たしたとっております。

また、種子の温湯消毒をいち早く取り入れ、近年は当たり前のようになっておりますイエスクリーン米や特別栽培米の作付け増加に繋がったことは、らんこし米をブランド化しようとする農業者の一人として感謝いたしております。

本センター稼働以来、町が運営に携っていることは全国的にも稀なケースと

伺っております。

そこで、今後の運営について、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（富順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の育苗センターの運営についての御質問にお答えをいたします。

本町の育苗センターは、高齢化による水稲育苗作業の省力化と、所得確保を目的にした、水稲と園芸作物の複合経営を推進するため、作業の軽減を目指して、町が平成7年度及び8年度に施設を建設し、平成9年度から稼動しております。

その後、さらに生産者からの中苗マット供給要望が増加したことから、平成24年に温湯による種子消毒を導入し、消費者の食に対する安全安心指向の高まりと、流通販売におけるクリーン農産物に対応する200ヘクタール規模の施設を新設し、現在は既設棟と新設棟を合わせて600ヘクタール規模の処理能力で運営をしているところです。本年度の供給は、生産者80戸に22万5,859枚、面積に換算して約645ヘクタール分の中苗マットの供給を行っており、生産者の春作業の負担軽減に大きな役割を果たしていると考えております。

また、本施設の運営ですが、作業の繁忙期には正職員2名と臨時職員2名により、育苗による土製造作業、温湯消毒作業、播種・出荷作業、苗箱洗浄に至るまでの全てを、直営、行政で行っておりますが、議員御指摘のとおり、このことは全国的にも例がないと聞き及んでいるところでございます。

稼動した当時は、水稲育苗の知識や経験も無く手探り状態でありましたが、職員自らが土作りを学んで、生産者の皆さんや関係機関からの指導により苦労を重ねながらも現在の運営形態となっておりまして、生産者の作業省力化はもとより、自ら土をつくり育苗マットの価格を抑えながら健苗の供給に努めているところでございます。

なお、既設棟の機器は約20年が経過し老朽化が著しく、播種ラインや出芽用蒸気ボイラー等、今後の出荷作業に大きな支障を及ぼすことが懸念されたので、議会の皆さんの御理解をいただいて、昨年は播種ラインの機器の更新

、本年度はボイラーや配管等の更新を計画的に行って、万全な体制に整えたところでございます。

さて、今後の運営についての議員からのお尋ねでございますが、私といたしましては、今日まで職員が培った経験を生かして、育苗施設から中苗マツトの出荷安定供給に努めているところでありまして、このことは生産者からも一定の評価をいただいていると考えているところでございます。

本町の基幹産業である水稲生産、らんこし米を維持していくためにも、さらなるブランド化の構築に向けて、コストの低減を図りながら安価なマツト供給をしていくことは、生産者の所得の増加、春作業の省力化に確実に繋がっていると考えておりますので、当面は直営で現状を維持しながら運営をしてまいりたいと考えておりまして、良質な苗を供給する育苗施設としてその役割をしっかりと果たし、引き続き、生産者の要望に添えてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○3番（向山博） 当面は今の現状維持という御答弁されましたけれども、そのことに関しては了解いたしました。それで、今年の出荷の枚数は22万5,859枚に80戸というお話がありましたけれども、この80戸という数字はたぶん10年くらい前から変わっていないと思うんですよ。それで、私がちょっと心配しているのは、実は、2年前の同じこの12月の一般質問でこの苗の供給について質問したと思うんですけども、その時の御答弁の内容が主食用米と、それから新規需要米ですか、それに関しても同じく供給するんですかという質問をした時に、その時には、今は受け入れてますけど、このことに関しては内部で協議してという答弁いただいたんですけども、その後、内部で協議して検討されたのでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 今回の向山議員の関係について、内部のほうで調査をしたかということでございます。ちょっと内部の関係については、詳しくは農林水産課長から、今、答弁をさせたいと思います。

○議長（富樫順悦） 矢村農林水産課長。

○農林水産課長（矢村勉） ただいまの再質問にお答えいたします。その後、内部で協議をされたかどうかという内容でございますが、育苗施設運営委員会、毎年12月に開催しております。その中で、今年の出荷状況あるいは今後、来年度以降に向けてのですね、委員会の方針を決めて生産者の皆さんにも周知しているところでございます。それで、主食用米と飼料用米を含めてですね、どう協議をしたのかという部分で、実は、先週の金曜日に育苗施設運営委員会を開催しておりますが、多収性品種という新しい品種については、昨年からそういうのは受けない、粳が混じっては困るという部分もありまして、そういうような方針を出しているところです。それで、これまで飼料用米については、区別するということがちょっと困難な部分もありましたので、それをそのまま実際、どの程度作っているかどうかというところは調査しておりませんが、多収性という品種については、昨年度から、今年も、来年度以降も受けないという方針を運営委員会のほうで協議させていただきましたので、御理解をいただければと思います。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○3番（向山博） どうしてこういう質問をするかと言いますと、今、団塊の世代が離農して、急速に農業者の戸数が減ってきているんですよ。その時に、なんと言いますか、私は今まで育苗センターを使っていたから、そのまま賃貸でも、売買でも売った時に、そのまま私は利用権があるよと、利用権って言い方はちょっとあれですけど、利用権があるよというかたちで言ったときに、将来的に必ず農家戸数が減りますよね。一家当たりの面性が増えるので、その時に不公平になるのではないかと心配しているんですよ。その時の対応って、どのような対応がされるのか、そのあたりがちょっとお返事いただきたいのと、実は、夏にポット苗か何かで温泉とお花と米の町と、すごくやっぱり、お花のことにしましてはすごく貢献しているので、是非とも町と絡んでやってほしいのはやってほしいんですけども、その将来的にその農業者、個別に不公平が生じないか。最終的に最大限に出荷しても、蘭越の今の1,678ヘクタールですか、それを供給するのは4割程度いか供給できない話なんですよ。

それで将来的にそういう不公平が生じないのか心配しているんですけど、そのことに関して。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 将来的にそういう育苗の供給に不公平が生じないのかということでございます。これについては、今、担当の課長のほうから答弁しましたとおり、育苗施設運営委員会の部分の中で、毎年、毎年、来年度こういうかたちでいきますということなんですが、その中でもある程度将来的に農家戸数も増えたり、減ってきたり、その中で、戸数、農家の規模拡大が出てくるだろうと、そういうようなことも考慮しながら、ある程度検討はしていただいている部分があります。ただし、議員がおっしゃったですね、5年、10年先のことを考えて、来年度こうしましょうとか、そういうような部分までですね、きちっとした議論という部分は、できているかということ、そういう何回も議論を重ねてということになっていないものですから、そのへんのところは議員おっしゃった部分の中で、今後ですね、やはりそういう農家形態が、戸数が減っていったら、規模拡大になった時に、やっぱり育苗施設という、ありがたい施設だと、こういうことがあって、そういう春作業とか、そういう部分には非常に役立っているということ、やはり思っていたかのような、そういうような供給の仕方をしていければなというふうには考えております。ですから、そういうところまで考えているのかということですが、ある程度の将来予測の部分の中で検討しながら、育苗施設運営委員会で協議いただいた部分を、町のほうも最終的な部分として、実は、農業者のほうに周知をかけておりますので、そのへんのところは、今後においてもまたいろんな部分で協議をしながら行っていきたいなというふうには思っております。それと、花の関係のお話もありました。今、いろんな部分で花の播種とかですね、そういうことをしておりますが、私は、あそこの育苗施設の播種とハウスなんかもあるんですが、そこをもっと有効活用に使ってもらえればありがたいなというふうには思っております。ですから、これからですね、今、うちの町のは花いっぱい町だということもあるので、花いっぱいの会とか、そういうところにももっとその有効に、うちの育苗と、それとハウスを使ってですね、いろんなハウスを自分達でやるようなことができないだろうか、職員が全部一から十までやるのではなくて、ある程

度、施設とかそういうことを貸し出しながら、そういう方々がそういう作るといった、そういうことによってもっと広がっていくのではないかということを考えておりました、今、内部でその花の関係については団体と協議をしてもらってですね、来年からすぐ取り組んでいけるかどうかは別なんです、そういうことも含めて検討していただいているということで、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○3番（向山博） 分かりました。それで、全国的にも珍しいケースだと思うんですけども、町でやっているということ自体が。できればですね、将来的に、来年、再来年とは言いませんけれども、例えば、作業の一部についてどこか民間、得意なところに委託するとか、農業者にやってもらうとかって、そういうことを将来的にはやってほしいと思います。作れるところから。それで、どちらにしても農作業の範囲中なので、将来的には本当に自分で苗を育てて播種するという基本姿勢に戻っていただくとしますので、そのへんもう一度お話を聞かせてください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほど答弁したとおり、当面は私は直営でやっていきたいなというふうに考えております。ただし、今やっていることがですね、仮にそういうJAとかですね、各団体がその分受けていただいて、そして今、供給しているそのマットの単価とか、それが維持していけるのか、そういうこともやはり協議していかなければならない。やっぱりある程度、そういう町が直営でやっているいろんな部分を含めて今の単価で設定しているという部分もありますので、このへんのところは一部を委託とか、議員が、今、おっしゃった部分があるので、例えば、土の部分とか、そういう部分は、そういう運搬作業とかですね、そういうものが仮に業者のほうでできないかとか、これはやはり、職員もずっと同じ、どんどん増えていくわけではありませぬので、そういうところは民間の力を借りてとか、そういうことは今後考えられる部分もあるかもしれませんが、根本的な今の育苗自体は、私はその当面はやはり行政でやっていくほうが、より農業者のた

めの低価格というか、出荷する部分の中では役立っているのではないかなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。必ずしも全部ずっとというかたちではなく、今、委員がおっしゃったその部分は、その時々のですね、そういう民間にある部分は委託したほうがいいのか、それは内部でいろいろ検討しながら進めてまいりたいと考えております。御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） これをもって、向山議員の質問を終わります。  
これにて、一般質問を終了いたします。

---

○議長（富樫順悦） 日程第5、議案第1号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第1号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成29年度人事院勧告の内容を踏まえ、また先般、12月6日に開催されました特別職報酬等審議会におきまして、改正の答申を受けており、議会議員、特別職の報酬等について一部改正の上程をさせていただくものでございます。

それでは、参考資料の①をご覧ください。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

はじめに、第1条の蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正ですが、条例4第条第2項中、100分の207.5を100分の212.5に、100分の222.5を100分の227.5に改めるものです。

次に、第2条の蘭越町長等の給与に関する条例の一部改正ですが、参考資料2ページになります。

条例第4条第2項中、100分の207.5を100分212.5に、100分の222.5を100分の227.5に改めるものです。

次に、第3条の蘭越町教育委員会の教育長の給与及び勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正ですが、条例第3条第3項中、100分の207.5を100分の212.5に、100分の222.5を100分の227.5に改めるものでございます。

参考資料3ページになります。

附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものです。

また、第2項から第4項までは経過措置で、平成29年度に限りそれぞれ改正後の条例中、100分の227.5とあるのは、100分の232.5と読み替えて適用するものです。

このことですが、今年度に限り6月分の引き上げられた支給割合100分の5を12月の支給割合に上乘せする規定で、この一部改正条例を可決いただいた後に既に支給されている12月分期末手当の差額100分の10を追加支給させていただく予定としております。

また、4ページになります。

附則第5項は、改正前の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の期末手当の内払いとする規定です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号蘭越町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第6、議案第2号蘭越町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町職員給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成29年度人事院勧告の内容を踏まえ、給料月額及び勤勉手当支給率等の改正を行う必要があることから、上程させていただくものでございます。

それでは、参考資料②をご覧ください。

改正箇所はアンダーラインを引いております。

はじめに、条例第24条第2項第1号中、2ページなります。100分の85を、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95に改め、同項第2号中、100分の40を、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45に改めるものです。

次に、別表（第4条関係）の給料表ですが、左の表から右の表に改正するものです。

次に、7ページをご覧ください。

第2条として、平成30年度から適用となる改正分ですが、第23条第1項中、及び附則第16項第2号を削り、8ページなります。同条第4項中、。附則第16項第2号において同じを削ります。

第24条第1項及び第2項中、及び附則第16号第3号を削り、同条第2項第1号中、9ページになります。、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を100分の90に改め、同項第2号中、6月に支給する場合には100分40、12月に支給する場合には100分の45を100分の42.5に改めます。

附則第16項から12ページまでの第19項までを削除します。

これにつきましては、55歳以上で職務の地位が6級の時にかかる昇給等の1.

5%減額支給措置が、平成30年3月31日をもって廃止されるため、削除するものです。12ページです。

附則第1項ですが、この条例は交付の日から施行しますが、第2条と附則第7号を除く、附則第4項から第9項までの規定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、附則第2項ですが、第1条の規定による改正後の給与条例は平成29年4月1日から適用するものです。13ページになります。

附則第3項は、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす規定です。

また、附則第4項は、平成30年4月1日における号給の調整で、37歳に満たない職員の号俸を1号俸上位に調整し、平成27年1月1日に抑制された昇給を廃止するものです。

附則第5項、第6項は、附則第4項の規定に適用される職員のうち、育児休業法に基づく育児短時間勤務職員についての給与月額算出根拠を規定したものです。

附則第7項は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるという規定でございまして、14ページになります。

附則第8項及び第9項につきましては、55歳以上職員給6級の職員の昇給等1.5%減額支給措置の廃止に伴う附則第16項の削除により、各条例の関係する規則規定部分の削除をするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 再開します。

---

○議長（富樫順悦） 日程第7、議案第3号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内建設課長。

○建設課長（竹内恒雄） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は町営住宅の管理上において、所要の改正が必要でございますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料③新旧対照表により御説明申し上げます。

変更箇所はアンダーラインを引いてございます。

蘭越町営住宅管理条例は60条で構成されており、新たに1条を加えさせていただくため、第60条を第61条とし、第3条から第59条まで1条ずつ繰下げ、第2条の次に1条を加えるものでございます。

新たな第3条は設置規定ございまして、第1項では公営住宅法上の整備であります。住宅に困窮する低額所得者に住宅を供給するため、町営住宅等を設置する定めございまして、第2項では町営住宅の名称、位置、戸数等を別表で定め、第3項では共同施設が規則で定めるものでございます。

次に、現行第3条を第4項とし、同条第1項第1号中、町公報を町広報に改め、同項3号を第4号とし、同項第2号を1条繰下げ、3号に町ホームページを加えるものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

現行第4条を第5条とし、現行第5条を第6条とするもので、同条第1号中の条項の改定は1条加えたことから繰下げによる改正でございます。

その後、同様に現行条例に1条加えますことから、繰下げに伴う条項の改正がございますが、説明を省略し、条文改正箇所の説明とさせていただきます。

次に、現行第7条を第8条とするもので、同条第1項中、町長の定めるところに入居の申込みをしなければならないを、規則の定めるところにより、町長に入居の申込みをしなければならないに改めるものでございます。

ちなみに、蘭越町営住宅規則では第8条第1項で申込みの定めを規定してございます。

次に3ページをご覧ください。

現行第11条を第12条とするもので、同居の承認の定めでございます。

第2項では、同居の承認をしてはならない事項として、第1号から第5号まで定め、当該入居者が病気にかかっていること、その他特別な事情があることにより、親族以外のものを同居させる必要がある場合を定めるものでございます。

次に、現行第12条を第13条とするもので、入居の承継の定めでございます。

第2項では、入居の承認をしてはならない事項として、第1号から第5号まで定め、当該入居者が病気にかかっていること、その他特別な事情があることにより、引き続き居住する必要があると認める場合を定めるものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

現行第15条を第16条とするもので、家賃の減免または徴収の猶予を定めでございますが、現行条例、家賃の減免または徴収の猶予を必要と認めるものに対して、町長が定めるところにより当該を除きご覧のとおり改正するものでございます。

なお、第1号から第4号の規定により、措置の仕方には変更はございません。

次に、現行第17条を第18条とするもので、敷金の定めでございますが、同条第1項中、徴収することができるを、徴収するものとするに改め、続きまして、同条第2項中の徴収の猶予を必要と認める者に対して町長を定めるところによりを、徴収の猶予を必要と認めるときに改めるものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

現行第20条を第21条とし、同条第2項中のじん芥の処理に要する費用を、じん芥の処理並びに排水管等の清掃に要する費用に改めるものでございます。

次に、現行第22条から第26条を、第23条から第27条とするもので、各条に見出しをご覧のとおりつけるものでございます。

次に、14ページをご覧ください。

別表につきましては、条例第3条第2項の規定により、別表をご覧のとおり定めるものでございます。

次に、16ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第8、議案第4号羊蹄山ろく消防組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林俊也） ただいま上程されました、議案第4号羊蹄山ろく消防組合同規約の変更につきまして、御説明いたします。

今回の改正につきましては、全規約に規定する組合の補助職員について、組合が併任発令している関係町村職員である消防職員以外の職員の規定が明記されていないため、その規定を追加するとともに、会計管理者の選任方法を明確化するため変更するもので、地方自治法第286条第1項の規定により協議し、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、参考資料の④をご覧ください。

変更箇所はアンダーラインを引いてあります。

第10条を組合に消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第1項に規定する消防職員及び消防職員以外の職員を置く。第2項消防職員の定数は、条例で定める。第3項消防長及び消防職員以外の職員は管理者が任命する。第4項消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任命するに改めるものです。

次に、第11条第2項を、会計管理者は、管理者の所属する関係町村の会計管理者をもって充てるに改めるものです。

附則といたしまして、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番永井議員。

○1番（永井浩） 組合内の人事交流が今、活発化しております。そして、先般、羊蹄山ろく消防組合の議会においてもですね、支署長に人事における予算が審議され可決されたところですが、現在、支署長異動が行われていない町村は京極と蘭越というふうに伺いましたが、支署長人事は町長のある程度、庁舎内の政策人事と私は考えておりました。組合構成の町長としてですね、4項における消防署以外の消防職員は管理者の承認を得て、消防長が任命するとなっているが、そのことについて組合構成町の首長としてどうお考えか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。構成町村の町村長はですね、議員も御承知のとおり、羊蹄山ろく消防組合の中の職員というか、その構成には、実は入っていないんですよ。それは御存知だと思うんです。副町長とか総務課長は参事とか部長ということでございます。ただし、そういう羊蹄山ろく消防組合ですから、蘭越にあるそういういろんな消防車とか機材、それは、財産は羊蹄山ろく消防組合のものなんですが、その費用に対する、それは構成町村が負担をしているんですよ。ですから、ここの部分からいくと支

署長のですね、人事の配置とか、そこまで私がこういうふうにするとか、何かという、そういう権限はないのが現状です。ただし、消防長としてこういうような研修も含めて、こういう考え方があるんだけれどもとか、そういう相談は私のほうにも来ますので、町としてはこういう部分の中で人事交流とか、そういうものを進めるべきだとか、そういうような、ある程度参考意見は述べるとはありますが、私がこうしてくれと言って、その部分が、参考はなりませんかね。そこで決定されるということではないことだけはですね、御理解願いたいなというふうに思っております。ただし、私は町民の生命、財産を守るという部分の中で、消防職員が羊蹄山ろく消防組合という、その組織に入っていますから、町村長としてはその中で、町民の生命を守るために職員がその中で活動してもらおうという部分は、是非、いろんな部分で話をしたい。ですから、職員の部分とか、消防団も羊蹄山ろく消防組合の中の組織なんですね。ですから、私は町村長としてどうだこうだということは、参考までには、繰り返しますが、そういう話はできますが、私が決定するというかたちではないので、こういうような条文になっているということで、御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） ちょっと意地悪な質問になるかもしれませんが、例えば、今現在、蘭越の支署長は蘭越の消防から一生懸命努力してですね、羊蹄山ろく消防組合の職員として、蘭越の支署長というかたちの人事にはなってますけども、ある程度この人が良いと思って、はたから見るとこの人が最適に良いんだと思う方がですね、支署長として任命されているわけですよ。それが今後、組合ですから組合人事は消防長に任せてくださいとなっているが、適合できる人なのかとか、そういうのがちょっとやっぱり何となく不安なところがあるものですから、首長としてですね、思われ方ということで伺ったわけでありますので、ちょっと意地悪な質問をして申し訳ないと思いますが、今後、支署長は当然変わっていくし、職員も変わっていくと思うんですけども、この蘭越の地に合うといいですか、地に慣れ親しんでいただけるですね、人事をお願いしたいということをお願いしたいと思います。終わります。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えをしたいと思います。羊蹄山ろく消防組合においては、人事交流というのを、今、いろんな所で行われております。蘭越町はまだやっていないというのがあります。職員がいろんな所に交流をして、行って派遣というか、何年か行っているという部分は各支署では行っていますが、うちはまだやっていない状況です。ただ、この部分については、羊蹄山ろく消防組合の組織内ですから、私はやはり、そこで各支署に行って、うちの職員が勉強をして、そしてスキルアップして、いずれこっちのほうに帰ってきてですね、頑張ってもら、そこは非常に必要ではないかなというふうに考えておりますので、うちがそういうことをしないということは、なかなかそれは今後の部分の中でいったら、やっぱり私はそういうことをできるのであれば、すべきだと。ただし、派遣するというか、そういう職員の相談あった時はですね、それなりに頑張ってきてもらって、そしてこっちに帰ってきた時にはもっとやっぱり大きな成果があがるとかですね、出した時に来る方についても、本当に頑張ってもらいたいという気持ちもありますので、町村長としてはそれを聞いた時には、私なりのいろんな皆さんの意見を聞き、相談して、私なりの意見とかですね、要望とか、そういう部分は述べていきたいなというふうには考えております。やはり、蘭越の町民の、繰り返しになりますが、安全安心、それを守るという部分の中で消防職員、団員は最前線で頑張ってもらっているわけですから、その組織の低下という部分にはならないように、私も努めたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○1番（永井浩） やはり、これから初めてのことに挑んでいくわけですので、なんとなく不安な面もあったものですから、こういう質問しました。ありがとうございました。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号羊蹄山ろく消防組規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(富樫順悦) 日程第9、議案第5号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川住民福祉課長。

○住民福祉課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第5号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約の変更について、御説明申し上げます。

この規約は本年6月の第2回定例議会で議決をいただいたものでありますが、その当時は本町とむかわ町及び佐呂間町の3町での事務の受委託に係るものであります。

今回の規約の変更は、現在の3町における事務の受委託の枠組みに寿都町が加わり、4町での戸籍電算システム事務の受委託を行うものであります。

これに当たり、関係地方公共団体が協議により、規約を変更するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考までに申し上げますと、事務の受委託により共同利用ができる戸籍の電算システムのサーバーはその処理能力として、10の自治体が参画することになっておりますので、今後、この事務の受委託の枠組みにさらに新たな自治体加わることも想定しております。

では、規約の変更内容を御説明いたします。

参考資料の⑤の新旧対照表をご覧ください。

アンダーラインが変更箇所であります。

第1条の委託事務において、現行のむかわ町及び佐呂間町について、これを改正後はむかわ町、佐呂間町及び寿都町と改めるものであります。

そして、この附則において、変更規約の施行日を平成30年1月1日とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議について、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番難波議員。

○5番（難波修二） 6月にこの規約が議決によって制定されております。当時の議案も見ながらですね、中身がよく分からないものですから、中身を少し教えてほしいなという意味で、ちょっと質問をさせていただきたいと思っております。ただいまの説明で、本町のサーバーは10自治体までできるという、そういう説明がありましたので、今後もあり得ますということでした。そもそもこの全体のシステムについては、北海道自治体情報システム協議会に入っているんですよね。そのための予算も確か負担金で1,100万ほど措置されております。それで全体としては自治体情報システム協議会に入っているんだけど、蘭越町はむかわ町と佐呂間町の事務を一部受託すると、それに寿都も加わったから、それで今回改正しますよということだと思っただけなんですけれども、よく分からないので、蘭越町は3町からどういう事務を委託を受けて、どんな処理をするのかというあたりが、全体としては北海道自治体情報システムに入っているのに、蘭越町が行う、その受託する事務というのはどういうことなのかなというのがよく分からないので、そのへんを一つ教えてほしいと思っております。その上で、規約ではむかわ、佐呂間と、今度は寿都も含めて、蘭越町が受託する事務に要する経費の負担は北海道自治体情報システム協議会の負担金として負担するというふうに、たしか規約ではなっているんですよね。だから、その委託を受ける3町からは蘭越に直接その分担金や何かは入ってくるのではなくて、全体で加入している自治体情報システム協議会への負担金の中で調整がされて負担割合が決まって負担するということなのかなと思うんですけども、そのあたりがちょっと、この規約だけでは分からないので、ちょっと質問

、恐縮なんですけれども、その中身をちょっと、仕組みを教えてくださいなと思って質問します。よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） まず、1点目の受委託する電算システムの事務の内容について、お答えいたします。戸籍法におきまして、戸籍の事務を、いわゆる戸籍電算システムで処理することができるというふうにされております。その場合のシステムの構成でありますけれども、戸籍のデータを蓄積管理するサーバー、そして、それぞれの町村が日々業務を操作する端末機、いわゆるコンピューター端末機であります。そして、それらを通信する回路網で構成をされております。今回、共同利用いたしますのでは、ただいま申し上げたシステムのうちのサーバーと呼ばれるコンピューターであります。このサーバーに係る事務の内容でありますけれども、これについては日々更新されるデータが自動的にバックアップをされているかどうか、あるいは法務局に提出する副本データといわれるものがあるのですが、それが正確に送信されているかどうか、あるいはこの機器全体に係る保守、さらには今後予定されている更新事務について、受託町村である蘭越町がそれを行うという事務の内容になってございます。それに当たって、当然、業務に見合う経費というのがありまして、それらにつきましては、委託する町村が受託をする町村に対して年額で2万4,000円ずつを負担するというものであります。議員、先ほどおっしゃったとおりですね、この経費につきましては、北海道自治体情報システムの負担金の中で算定されてそちらのほうに納付されることになっております。今回の受委託をする事務の関係町村につきましては、その基準額について、委託する町村については、年額2万4,000円を上積みした負担金を納付すると、それらまとめた金額について、受託する蘭越町はその分軽減された納付金で納付すると、そのような経費の負担の仕組みになっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） 大体分かりました。うちの窓口にあるサーバーの管理と申しますか、10個口まだあるので、これからはもしかしたら増えるかも分から

ないけど、そういうものが蘭越町でやりますよと、そういうことだという理解をしましたけれども、そのサーバーの管理、更新事務なんかもあるというふうにお聞きしましたけれども、業務的にそんな大変なものでもないのでしょうか。そこを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） 戸籍のサーバーにつきましては、共同処理するというので、今現在は3町で一つのサーバーを稼動しております。そのサーバーの保管場所、管理場所につきましては、札幌市のデータセンターで管理しております。それで、今回はそれぞれ所有していたサーバーの更新時期が到来したということで、これを共同利用しようということで、規約等を設置して事務の受委託をしたわけでありまして、今後においてもサーバーの容量がまだまだあるものですから、最大10の自治体が参画することができるということで、この規約についても新たな自治体加わるということも想定しているわけでありまして、今後サーバーの更新に当たっては、今までは機器そのものを更新するというので、大きな経費を伴っていたわけでありまして、今後の更新につきましては、いわゆる機能更新というバージョンアップというかたちで機器そのものは残して中身の機能を更新させるということになりますので、非常にこれもまた経費の軽減に繋がるということで、今回、共同利用を採用したという経緯でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで15分間、休憩いたします。

再開は14時20分といたします。

---

○議長(富樫順悦) 再開をいたします。

---

○議長(富樫順悦) 日程第10、議案第6号平成29年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長(小林俊也) ただいま上程されました、議案第6号平成29年度蘭越町一般会計補正予算第9号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算総額は67億7,402万8,000円で、歳入歳出それぞれ2,469万7,000円を追加し、67億9,872万5,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、地方債の補正ですが、変更で、第2表地方債補正によるものです。後ほど御説明申し上げます。

なお、今回の補正予算で、職員の給与改定等による人件費の補正も行っておりますが、給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付してございますので、人件費につきましては説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。12ページをご覧ください。

1款議会費 1項議会費 1目議会費、補正額28万8,000円。2、3、4は説明を省略します。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額648万9,000

円。特定財源の国道支出金189万3,000円につきましては、社会保障税番号制度システム整備費補助金です。2、3、次のページ、4は説明を省略します。9旅費70万円。当初予定していなかった公務の出席があり、職員旅費の不足が見込まれるため、追加をお願いするものです。11需用費28万8,000円。修繕料で、庁舎のプリンター部品の定期交換次期となり、補正をお願いするものです。19負担金補助及び交付金213万9,000円。北海道自治体情報システム協議会負担金で、マイナンバーカードの記載事項の充実に伴うシステムの改修負担金です。

4目財産管理費、補正額81万円。1報酬21万円。チセヌプリスキー場安全指導員報酬で、スキーシーズン中、週1回程度スキー場付近の安全確認等を実施していただくものです。11需用費60万円。修繕料で、町職員住宅の外壁張替え修理を、追加をお願いするものです。

5目企画費、補正額290万9,000円。3は説明を省略します。12役員費283万8,000円。14ページになります。電柱等の移設工事の増加に伴い、地域情報通信基盤施設移設手数料に不足が生じるため、追加をお願いするものです。

9目自治振興費、補正額70万円。特定財源18万5,000円につきましては、まちづくり事業指定寄附金12件分です。8報償費10万円。弔慰金の追加です。11需用費60万円。シェルプラザトイレの送水設備修繕及び大谷なかよし子ども館ののりげたが腐食しているため、補修をお願いするものです。

10目簡易郵便局費、補正額8万1,000円。11需用費8万1,000円。修繕料で灯油タンクの腐食により取替修理をお願いするものです。

12目国際交流費、補正額30万円。特定財源の地方債30万円は、過疎債ソフト分です。19負担金補助及び交付金30万円。蘭越高等学校国際交流事業の補助金として追加をお願いするもので、今年もニュージーランド、オーストラランドの高校で語学研修などが予定されております。

17目交流促進センター雪秩父費、補正額10万5,000円。3、4は説明を省略します。

18目地方創生対策費、補正額238万2,000円。特定財源国道支出金149万9,000円につきましては、子どものための教育・保育料給付金、

国庫負担金99万9,000円、道負担分50万円です。19負担金補助及び交付金238万2,000円。家庭的保育事業給付費負担金で、利用者が2名増えたことにより追加をお願いするものです。次のページになります。

2款総務費 2項町税費 1目税務総務費、補正額33万4,000円。2、3、4は、説明を省略します。

2款総務費 5項統計調査費 6目住宅・土地統計調査単位区設定費、補正額4,000円。特定財源国道支出金4,000円につきましては、住宅・土地統計調査単位区設定委託金です。1報酬4,000円。指導員報酬で、委託金の算出根拠の確定による追加です。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額295万2,000円。特定財源の国道支出金10万6,000円につきましては、国民健康保険基盤安定負担金、国庫負担分26万円、道負担分15万4,000円の減です。その他38万円につきましては、地域福祉推進事業指定寄附金25件分です。2、3、4は説明を省略します。16ページになります。20扶助費100万円。高齢者等雪降ろし利用助成事業扶助で、今年度も2万円を上限に助成するものです。28繰出金136万9,000円。国民健康保険特別会計繰出金です。

2目国民年金費、補正額5万8,000円。3、4は説明を省略します。

8目高齢者生活センター費、補正額4万7,000円。11需用費22万7,000円。修繕料で、センターこんぶのボイラー給湯配管の漏水修理をお願いするものです。15工事請負費18万円の減。センターめな煙突改修工事の執行残です。

9目自立支援給付・措置費、補正額400万円。特定財源その他102万7,000円につきましては、老人福祉施設入居者負担金です。20扶助費400万円。老人福祉入所者が当初より3名増となり、措置費の追加をお願いするものです。

12目後期高齢者医療費、補正額261万3,000円。特定財源の国道支出金5万6,000円は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金です。19負担金補助及び交付金294万4,000円。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、療養給付費負担金の確定及び精算等に伴う追加です。28繰出金33万9,000円の減。後期高齢者医療特別会計繰出金です。次のページになります。

す。

13目介護保険事業費、補正額10万7,000円の減。2、3、4は説明を省略します。

14目地域福祉基金費、補正額38万円。特定財源のその他38万円につきましては、地域福祉基金指定寄附金です。25積立金38万円。地域福祉基金積立金で、字富岡苦米地様ほか3件から寄附がありましたので、積立てするものです。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額157万3,000円。特定財源の国道支出金29万7,000円は、こどものための教育・保育給付費負担金、国庫負担金19万8,000。道負担分9万9,000円です。2、3、4は説明を省略します。19負担金補助及び交付金109万1,000円。羊蹄山ろく発達支援センター負担金67万3,000円の減で、負担額確定による減額です。広域保育所入所負担金、利用者の増加により136万6,000円を追加するものです。18ページになります。施設型給付費39万8,000円。障害施設保育所の利用者が生じたため、補正をお願いするものです。

3目蘭越保育所費、財源内訳の変更で、特定財源その他118万6,000円につきましては、町外利用者が生じたため、広域保育所保護者負担金40万円、町村負担金78万6,000円を補正するものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額101万8,000円。2、3、4は説明を省略します。20扶助費38万2,000円。老人性白内障医療費扶助で申請件数の増加により、再度追加補正をお願いするものです。

5目診療所費、補正額19万円。11需用費19万円。昆布診療所の加圧ポンプの故障により修繕するものです。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額161万3,000円。2、3、次のページ、4は説明を省略します。

3目農業振興費、財源内訳の変更で、特定財源のその他10万5,000円につきましては、地域産業振興事業指定寄附金6件分です。

5目農地費、補正額101万6,000円の減。15工事請負費101万6,000円の減。黄金地区排水路整備工事の執行残です。

9目地籍調査費、補正額18万5,000円の減。13委託料18万5,000円の減。地籍活用型GISサーバー更新委託料の執行残です。

15目客土事業費、補正額13万8,000円の減。特定財源の地方債30万円の減は、過疎債ソフト分です。その他13万5,000円は客土事業分借金です。13委託料13万8,000円の減。客土運搬業務委託料の執行残です。

17目育苗施設費、補正額717万4,000円の減。特定財源国道支出金1,130万円につきましては、施設棟配管等更新工事が地域づくり総合交付金の決定を受けたものです。その他1,500万円の減は産業振興基金繰入金です。2、3、4は説明を省略します。15工事請負費、補正額740万8,000円の減。育苗施設土造成地整備工事及び育苗施設施設棟配管等更新工事の執行残です。20ページになります。

6款農林水産業費 2項林業費 2目林業振興費、財源内訳の変更で、特定財源その他4万5,000円は、森林資源整備事業指定寄附金6件分です。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額57万4,000円。2、3、4は説明を省略します。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額11万5,000円。2、3、4は説明を省略します。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額9万8,000円の減。2、3、次のページ、4は説明を省略します。13委託料9万2,000円の減。町道改良舗装に伴う現況図調整委託料の執行残です。

2目道路維持費、補正額101万5,000円の減。13委託料46万4,000円の減。町道草刈委託料の執行残です。15工事請負費55万1,000円の減。町道舗装補修工事の執行残です。

3目町道新設改良費、補正額186万3,000円の減。特定財源地方債170万円の減は、道路橋りょう債です。15工事請負費186万3,000円の減。大谷新区画2・3号線改良舗装工事から富岡中央通線舗装工事まで執行残です。

5目橋りょう新設改良費、補正額21万1,000円の減。15工事請負費21万1,000円の減。白井川第4号橋改修工事及び長瀬橋橋りょう補修工事の執行残です。

6目除雪費、補正額84万9,000円。2、次のページになります。3、4は説明を省略いたします。19負担金補助及び交付金80万円。湯の里ヴィレッジ周辺道路除雪事業補助金です。

7目交通安全施設費、補正額12万8,000円の減。15工事請負費12万8,000円の減。町道区画線整備工事の執行残です。

8款土木費 4項住宅費 2目町営住宅建設費、補正額14万7,000円。2、3、4は説明を省略します。

8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額28万8,000円の減。13委託料28万8,000円の減。公園管理委託料の執行残です。次のページになります。

9款消防費 1項消防費 1目常備消防費、補正額59万3,000円。19負担金補助及び交付金59万3,000円。羊蹄山ろく消防組合への負担金で、人件費分として追加をお願いするものですが、消防費につきましては、参考資料⑥を後ほどご覧いただけます。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額295万7,000円。特定財源国道支出金56万6,000円につきましては、幼稚園就園奨励費補助金です。2、3、4は説明を省略します。19負担金補助及び交付金234万5,000円。24ページになります。対象園児の増加に伴う幼稚園就園奨励費の追加をお願いするものです。

10款教育費 2項小学校費 2目教育振興費、補正額51万1,000円の減。20扶助費51万1,000円の減。対象児童の減少に伴う要保護、準要保護世帯就学援助費59万3,000円の減、及び新入学学用品の入学前支給の実施に伴う準要保護世帯就学援助費8万2,000円です。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費、補正額70万9,000円。11需用費82万円。修繕料で体育館水飲み場漏水修理、及びトイレ大便器修理等です。15工事請負費11万1,000円の減。教室間仕切り壁撤去工事の執行残です。

2目教育振興費、補正額55万7,000円の減。20扶助費55万7,000円の減。要保護・準要保護世帯就学援助費79万4,000円の減。準要保護世帯就学援助費23万7,000円です。

3目スクールバス費、補正額20万7,000円の減。11需用費24万9

、０００円。修繕料でスクールバスのヒーター予熱機の交換修理をお願いする  
ものです。１５工事請負費４５万６，０００円の減。スクールバス車庫事務所  
新築工事の執行残です。次のページになります。

１０款教育費 ４項社会教育費 １目社会教育総務費、補正額４３万７，０  
００円。２、３、４は説明を省略します。

３目コミュニティプラザ花一会図書館費、財源内訳の変更で、特定財源その  
他３万円は花一会図書館事業指定寄附金３件分です。

１０款教育費 ５項保健体育費 １目保健体育総務費、補正額６７万１，０  
００円。特定財源その他２７万円は、子ども育成支援事業指定寄附金１７件分  
です。２、３、４は説明を省略します。１９負担金補助及び交付金５５万９，  
０００円。全道大会への出場機会が多くなったため、体育振興奨励事業補助金  
の追加をお願いするものです。

２目体育施設費、補正額２１万６，０００円の減。特定財源の地方債４３０  
万円の減は、サッカー場整備事業債２０万円の減。また、総合体育館大規模改  
修工事につきまして、議員協議会で状況を御説明し、９月定例議会で追加補正  
をかけていただいたところですが、付帯補修工事として４１０万円の収入があ  
りましたので、地方債の減額と財源内訳の変更をお願いするものです。１５工  
事請負費２１万６，０００円の減。サッカー場付帯施設工事の執行残です。２  
６ページになります。

３目学校給食センター費、財源内訳の変更で、特定財源地方債１，０６０万  
円につきましては、学校給食センター設備機器更新事業が過疎債対象となった  
ため、変更するものです。

１１款災害復旧費 １項土木施設災害復旧費 １目現年発生単独災害復旧  
事業費、補正額２１０万３，０００円。普通河川讃岐川・・崩落の復旧に伴う  
ものです。７賃金６０万５，０００円。土木作業人賃金です。１２役務費２３  
万９，０００円。特殊作業車運搬料及び土砂処分費です。１４使用料及び賃借  
料６０万円の減。特殊作業車の借上料、以下ご覧の内容です。１６原材料費６  
５万４，０００円。ふとんかごです。

続きまして、歳入に戻ります。７ページをご覧ください。

１３款分担金及び負担金、１５款国庫支出金、８ページになります。１６款  
道支出金、１８款寄附金、次のページ、１９款繰入金、１０ページになります

。21款諸収入、22款町債は、説明を省略します。

20款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額1,132万1,000円。1繰越金前年度繰越金追加です。次に4ページをご覧ください。

第2表地方債補正につきまして、御説明申し上げます。変更で、過疎対策事業債ですが、補正前の限度額は4億400万円でしたが、460万円を追加し、4億860万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番難波議員。

○5番（難波修二） 2つお尋ねしたいと思います。13ページ、スキー場の安全指導員報酬というのが新たに21万円ということで、ただいまの説明では、月1回程度、安全指導するという。そういう説明がございました。今まで、私もちょっとこのことについては、何回も言ってきたことがありますので、このスキー場の安全指導員、どんな業務をどういう方にやってもらうのかなというあたりを少し説明をしていただきたいなというふうに思います。もう1点。すいません。これは質問というか、今回の補正を見させていただいての感想みたいなものですが、19ページの育苗施設の特定財源の中で1,130万円、地域づくり総合交付金が措置されたという、そういうことで財源の振替をしております。それから、26ページの学校給食センター費の、これも特定財源、これは1,060万円ですね。過疎債で事業債が1,060万円措置できたということ、それから、前のページ、雑入ですけども、総合体育館の410万円が雑入で入ってきたと。これら3つですね、財源確保、財政運営について、率直に私は評価したいなというふうに感じました。新たな起債を確保できたと、しかも過疎債で確保できたと。それから国の交付金を措置できたということ、大変苦労されたのではないかなというふうに思います。それから、総合体育館のことについても、いろいろとやり取りをしたいという町長の決意

もありましたけれども、それもほぼ570万円程度かかるという、そういうお話できたけれども、それが充当できているということで、その3つの財源の確保、大変評価したいなというふうに思います。何か御苦勞等ありましたら、お聞かせいただければというふうに思います。1点目のスキー場の関係、ちょっとお話いただければと思います。お願いします。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 1点目のスキー場の関係で説明させていただきます。実は、28年度の決算書の中では数字として出てきたんですけれども、昨年と同じ方を同じシーズン、1シーズンお願いしておりまして、正規に今回は流用ではなくて、補正予算をしてしっかりと予算を付けた中でお願いしようということで、今回お願いしているんですけれども、蘭越町内に住む山スキーの国際指導員の免許を持っていらっしゃる方を、去年もそうなんですけれど、今年も同じ方をお願いしたところ、内々にお願いしたところ、もし私でよければという、そういったお答えがありましたので、今回補正をお願いしているんですけれども、実は、その蘭越町がチセヌプリスキー場を運営していて、今回、地位を承継、継続して承継して新たな民間の会社にやらせてもらうといった時に、後志総合振興局とそれから町と、それから実際事業を行う会社と、それから事業を行う会社さんが連れてきた保証人の4名で合意書というものを交わしておりまして、それはなぜかと言うと、新規に私ども蘭越町がやめて、新しい会社が新規にその土地の貸付を行ったという、そういう括りではなくて、あくまでも蘭越町がやっていた事業を継承するんだという、そういう中で、元やっていた蘭越町さんも中に入って同意書を結びたいという、そういう総合振興局の意向がありまして、結んでおります。その中の内容には、しっかりとそのスキー場の運営に当たっては、安全対策を、今回引き継ぐ事業者にやってもらいたいということで、蘭越町もその点については助言なり、あるいは必要に応じて指導なんかをやってほしいという、そういう文言が含まれておりまして、そういうことで蘭越町も多少なりとも、もうお渡ししたんですけれども、責任はあるということで、今年も新しい事業者につきましては、聞きましたところ、昨年同様にキャットスキーを中心にして、まだリフトはですね、改修できないので、キャットスキーを中心にしてやりたいということでございましたので、キャッ

トスキーとなりますと、ゲレンデを雪上車が縦横無尽に走りますし、山スキーヤーとの軋轢というのも当然心配されますものですから、今年も昨年同様にこうした国際的な山スキーの指導員というか、そういう免許を持っている方をお願いして、現場での対応といたしますか、現場での山スキーヤーと、それから事業者とのその中間に入って調整をしていただく、あるいは、借りている敷地を越えて、ニセコルールといたしますか、超えてですね、行くことをできれば、そういったところも見張りをしてほしいと、そういうことをお願いをしながら、今年もまた1シーズン月に1回でありますけれども、やっていただきたいということで、補正予算をお願いしているということで御理解いただければと思います。以上です。2点目の財源の3点の内容ですけれども、本当にそれぞれ相手があることですから、調整しながらいろんな手を使うと言いますか、いろんな内部的あるいは資料をもって後志総合振興局や、あるいは総合体育館におきましては、20年も前にやった業者との折衝があったわけですけれども、いろいろと町もですね、もちろん町長が先頭になってトップセール、そういうところが非常に今回の功績には強かったわけですけれども、特に総合振興局の地域政策補助金なんかはわりと各振興局に委ねられているという部分がありますものですから、そうしたところをどうやって引き出してくるかということは、担当課長とそれから町長が直に行って折衝を行って、いろいろとやりあった中で半分、これはもうマックスなんですけれども、事業の最大半分をもらってくると、そういったところを引き出したということでもあります。それから、繰り返し、ちょっと戻りますけれども、総合体育館におきましても、実は、当初、こうしたお金でなくて、何か物品等で、体育施設に関わる物品等でもどうかという話もありましたけれども、最終的にはお金ということで、今回財源内訳の変更をさせていただいているということでございます。すごいですね、私も、手前味噌になるんですけれども、町長、行動力といたしますか、動きが早くて、ちょっと思った瞬間に行くと、そのタイミングが実に良いと言うか、そうしたところもあって、総合振興局なんかからはいち早く補助金を引き出してきたと、そういうところを私、横で見ながらですね、すごいなというふうに、ちょっと勉強させていただきながら思っております。ちょっと答えになったかどうか分かりませんが、そんなことで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○5番（難波修二） スキー場のほうですけれども、ずっと私が心配しているのは、やっぱりこの間も新聞に何回か出てましたけれども、ニセコルールで、ニセコ山系全体をですね、そのニセコ山系全体の安全対策協議会の中で、様々な議論をして、関係機関も含めてですね、そういうものをきちっとやっているんですね。ですから、その比羅夫を中心に、特に外国の方やなんか厳しいからちょっと厳しくない所に行こうやというようなことでも、それからチセスキー場が、良いぞあそこはということで、押し寄せて好き勝手やられるというあたりをすごく心配するんですよ。ですから、そのそういうことでやっぱりチセスキー場を運営する、今の会社がやっていく上では、やっぱり山系全体の考え方とか、一層安全対策のそのそういうものに加わっていくのは私は不可欠だと思っています。ですから、そういう意味では町がやっぱり指導、助言することを、この方を介してやってもらうことと同時に、やっぱり町としては、そっちのニセコ山系全体の連絡協議会、安全対策というものをやっぱり十分尊重した上でやってほしいという意向をですね、きちっと伝えるべきではないかなというふうにも考えているんですね。この方がそういう意味で、個人でそういうお仕事をされているのか、よく分からないんですけれども、ニセコ山系のそのスキー場か何かをそういう方が十分通じあえることが必要だということが一つと、もう一つは、これが一番大事なんですけれども、この方が現場に行くと、それはまずいよとか、こうしたほうがいいよとかって言う、そういう権限を担保できるかどうかというところがね、なんぼ言っても会社が聞かなかつたら何にもならないわけだから、ぬかに釘で。この方がやっぱり、こういうことだから必要だということを、きちっと言うためにも、背景にはニセコ山系全体ではこういうことをやっているんだよという、そういうことをやっぱり言って、会社が分かるような権限の担保というものをその人に与えないと、なかなか、はいはいで、こういうふうに行くようではまずいということがありますので、是非、そういうあたりもう少し研究をされてはいかがかなというふうに感じます。それから、財源の確保については、大変よく頑張ってもらったなという気がいたします。総務文教常任委員会の所管事務調査の意見の中でも、いわゆる基金の取り崩しというか、そういうところにやっぱり漫然と頼らずに財源確保に努めるということを十分配慮してほしいという、そういう意見書を先に出

していますけれども、是非、今回のようなこういう新たな財源を捻出していくという努力をですね、町長を先頭にこれからも頑張ってくださいなと思います。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 前段のチセヌプリのほうをお答えさせていただきます。実は、お願いしているのは、御承知の方もいらっしゃるかと思いますが、湯の里に住む堀江淳さんという方でございます、その方はニセコで何十年も山スキーの指導をしております、雪崩協会の会長さんやなんかとネットワークもあるということです。今やっている事業者の会社と、それから私ども町と、それから堀江さんともですね、三者でしっかりと、しっかりと言いますか、話したこともあるんですけども、町としては自分達が行けないし専門でないので、こうした方をお願いするので、この方の言うことをしっかりと、ルールを聞いて、仲良くみんなで喧嘩のないようにやってほしいということを行っているんですけども、そうした中で去年1年間、ずっとやってもらったものですから、堀江さんと、それから会社との、代表の方とも何度も面識ありまして、何度もやりあったこともあるそうですけれども、堀江さんの報告書によりますと、言うと分かるんですけども、どうしても日本人でないの会社の社長なものですから、瞬間的に日本人の山スキーヤーとトラブルになったりすることはあるということですし、また、噂を聞きますと、そうしたニセコルールもあまり守らないでやっているというような、まずはそういった噂、事実なのかもしれませんが、そうした噂がたっているということでもありますけれども、去年1年間見た中では、繰り返しになりますけれども、堀江さんの報告書によりますと、概ねルールを守って、私どもから引き継いだ道有林の土地を越えないでやってくれているという報告書を、1週間に1回しか行かないんですけども、報告書を毎回、行くたびに報告を受けていると、それをうちらも読んだりして、その中でもう一度会社の社長を呼んで注意したこともありますけれども、そうしたことはやっているんですけども、今、議員おっしゃられたように、どこまでも心配してもですね、きりが無いということで、まだまだやれることはたくさんあると思いますし、そういったニセコの全体の協議会ともこれから連携をとってまた話をしていくという必要性はあるかなと、そういうふ

うに思いますので、そのへんについては、今年また堀江さんともよく相談しながら、事業者も呼んで話をしてみたいというふうに思いますので、是非、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問ですが、今、副町長がお話したとおりでございます。町としては、やはり、業者がきちっとした運営をしていてもらわなかったらならない、これはもう本当にそのとおりですし、北海道から借りている土地を使ってやるわけですから、きちっとした部分の中で町も指導をしていくということを、話をしております。ただ今年もですね、いろんな部分で新聞を賑わしてね、非常になんか印象が悪いというような部分が、表面上はやっぱりそういう部分で出ているんね。ですから、これからもそういう部分からいくと、町としても会社を呼んでですね、こういうことはだめならだめとかですね、そういう指導はしていきたいですし、なかなか日頃のその状況が分からないので、今回もまた堀江さんに頼んで、また逐次そういう状況を報告をいただいた部分の中で、町のほうから業者のほうにそういう指導をしていくということも必要だということで、是非、お願いしたいというふうに予算措置をしましたので、お願いをしたいと思います。それと財源確保の部分ですが、非常に、副町長が先ほど、私が私がと言いましたが、これはあくまでも職員がですね、こういうようないろんな資料を出して、協議をしていただいています。肝心の時に、町長、ここに行ってくださいと、逆に職員がそう言って、私が行くという部分なので、非常に私は、今の職員が一生懸命、財源の確保でですね、いろんな道へ行ったり、国へ行ったりとか、そういう資料も取り寄せて、やっぱりそういうなるべく基金下ろしますが、確定な部分じゃないものですから、実は、当初予算からそこまではできなかったと。けども、起債とか、そういう振興補助金、政策補助金なんかというのは、協議して行って、職員が合意に至ったと、最後に私が行ってお願いしますということですから、やっぱり私はこれからも職員がどンドンどンドンそういうふうに出て行って、協議をしていてくれているということが、非常に大切だなというふうなこともあって、実は、今回、補正もですね、いろいろ旅費なんかも、申し訳ないのですが、少しあげてもらった部分もあります。そういう中では勉強もしてほしいし、いろいろ

出て行って協議もしていただきたいということも含めて、今後とも頑張っていきたいなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 17ページが一番下なんですが、広域保育所の追加予算が出ております。現在、近隣の町村に子どもを保育所に預けている親御さんの世帯数と、子どもの人数、実態について、ちょっと伺いたいと思います。再質問で改めて問題を提起したいと思います。

○議長（富樫順悦） 北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） 広域保育所の入所児童の関係でございますけれども、今回の補正につきましては、これまで5名の児童が町外の保育所に入所されて、今回8名になったということでの増額の補正でございます。世帯数については、ちょっと詳細の資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。児童数としては5名から8名になったということでございます。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 実は、こういう問題があるんですね。これは補正予算ですから、予算編成と、関わるかどうかは、私もどういう場所でどういうふうに質問したらいいのかなというふうに迷っていたんですけども、年長さんで、一番、来年の3月卒業して、そして1年生になる子どもさんなんですが、お父さんが蘭越で勤務していると、お母さんが近隣の町村の勤務地を求めていると、それで朝晩、送り迎えしていると、こんな不安が訴えられました。1年生になるんだけど、小学校でほかの子どもと馴染めるかどうかという心配があると、それで、1月から3月まででも、3月の1か月でも蘭越の保育所に預けたいと。ついてはそのスクールバスと一緒に、上のお姉ちゃんやお兄ちゃんと一緒に乗ってもらえないかだろうかという話なんですね。個別に誰かにお願いして、勤務先と相談して、時間的に制約がなければパートさんでも、送ってか

らってというのは、蘭越保育所は可能だと思うんですけど、勤務地の関係でなかなか、最悪の場合はその近隣の町村の小学校にあげることは可能なんですかという質問されたんですよね。私は非常に大きい問題を含んでいるなというふうに思うんですね。町の広域保育所の保育行政の水準がね、ちょっと問われることになるかなというふうに思うんです。要するに、小学生と一緒に混乗して安全さえ図れば、小学生と混乗して蘭越の小学校の予行練習を蘭越の保育所に通うことによって、1か月か2か月可能なんです。親の希望をかなえることができる。私は根底課題としてですね、8名をいるようですから、そのへんをなんですか。該当者がどのぐらいいるかと調査した上で対策をたてるべきではないかなというふうに思っております。蘭越小学校の人数も関わってくる問題だというふうに思っております。提案された提案事項に対する質問になるかどうか分かりませんが、可能であれば、答弁をいただければと思います。

○議長（富樫順悦） 北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） 柳谷議員のお話は十分理解したつもりであります。個別の事案でございますので、御相談に乗りたいと思いますので、今日、ここでスクールバス云々という話もありましたし、それについては、教育委員会との関わりがあるということで、ここでのお答えは控えさせていただきたいと思っております。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

8番中島議員。

○8番（中島溢子） 1点だけお伺いいたします。18ページの4款衛生費のところなんですけれども、蘭越町老人性白内障の医療費38万2,000円。何人ぐらいの方がおられたのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） これにつきましては、当初、予想していた申請件数よりも多かったということで、9月の定例で一度補正をさせていただいたんですけれども、さらにですね、申請件数が増えたということで、今回、また補正を、増額補正をさせていただいているところでございます。そこで、人数

の関係でございますけれども、現在、17名の方が申請をされて、助成をいたしております。今後、予定している方につきましては、8名でございます。よろしいでしょうか。

○議長（富樫順悦） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号平成29年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第11、議案第7号平成29年度蘭越町国民健康保健特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川住民福祉課長。

○住民福祉課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第7号平成29年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は2億6,720万8,000円でありまして、これに歳入歳出それぞれ1,102万4,000円を追加し、2億7,823万2,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページをご覧ください。

1款総務費 1項総務管理費 2目広域連合負担金、補正額1,102万4,000円。特定財源の国道支出金35万1,000円につきましては、国民健康保険の都道府県化に伴うシステム改修経費に対する補助金であります。またその他の158万4,000円につきましては、一般会計からの保険基盤安定繰入金軽減分の69万8,000円と、支援分の66万3,000円、さらに国民健康保険基金からの繰入金22万3,000円の合計でございます。19負担金補助及び交付金1,102万4,000円。国民健康保険事業運営分賦金がありますが、これは平成29年度決算見込みによるもの66万8,000円の減額と、平成28年度の確定分の精算による追加1,169万2,000円の合計であります。

次に、歳入に戻ります。5ページをご覧ください。

3款の国庫支出金及び5款の繰越金につきましては、歳出で説明いたしましたので、省略いたします。

6款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額518万9,000円。1現年度繰越金518万9,000円の追加でございます。

7款諸収入 3項雑入 1目雑入、補正額390万円。2広域連合支出金390万円。平成28年度国民健康保険事業過年度分賦金の確定による精算であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号平成29年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(富樫順悦) 日程第12、議案第8号平成29年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川住民福祉課長。

○住民福祉課長(北川淳一) ただいま上程されました、議案第8号平成29年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は7,578万8,000円でありまして、これに歳入歳出それぞれ45万2,000円を追加し、7,624万円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページをご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 1項後期高齢者医療広域連合納付金 1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額24万円。特定財源のその他33万1,000円につきましては、一般会計からの事務費繰入金40万6,000円の減額と、保険基盤安定繰入金7万5,000円の追加でございます。19負担金補助及び交付金24万円。北海道後期高齢者医療広域連合負担金で、保険料と負担金の64万6,000円の追加につきましては、75歳到達により新たに加入した者の保険料額57万1,000円と、平成29年度の保険基盤安定負担金の確定による追加7万5,000円の合計であります。事務費負

担金40万6,000円の減額につきましては、平成28年度の市町村事務費負担金の確定によるものでございます。

3款諸支出金 2項繰出金 1目一般会計繰出金、補正額21万2,000円。21繰出金21万2,000円。平成28年度の当該会計の決算による剰金を一般会計へ繰り戻すものでございます。

次に、歳入に戻ります。5ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料 1項後期高齢者医療保険料 1目特別徴収保険料、補正額45万3,000円。1現年度分保険料45万3,000円。現年度分特別徴収保険料の追加であり、75歳到達者に係る特別徴収分であります。

2目普通徴収保険料、補正額11万8,000円。1現年度分保険料、現年度普通徴収保険料の追加であり、75歳到達者に係る普通徴収分であります。

3款の繰入金につきましては、先ほど御説明いたしましたので、省略いたします。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額21万2,000円。1繰越金21万2,000円。前年度繰越金の追加でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号平成29年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（富樫順悦） 日程第13、議案第9号平成29年度蘭越町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂口健康推進課長。

○健康推進課長（坂口幸夫） ただいま上程されました、議案第9号平成29年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計補正予算第3号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は5,875万4,000円で、この総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,910万4,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、最初に事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページをご覧ください。

1款サービス事業費 1項居宅サービス事業費 2目通所介護事業費、補正額35万円。特定財源その他35万円に内訳については、通所介護費収入31万5,000円と、通所介護サービス自己負担金3万5,000円でございます。11節需用費、高齢者生活福祉センターめなのデイサービス利用者が増加したこと及び賄材料の単価上昇により、賄材料として35万円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入につきましては、歳出の特定財源で御説明しましたので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号平成29年度蘭越町介護サービス事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(富樫順悦) 日程第14、報告第1号例月出納検査結果報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので、御了承願います。

---

○議長(富樫順悦) 日程第15、承認第1号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長(富樫順悦) 以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて、平成29年第4回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 3時16分 閉会